大　学　院　要　覧

令 和 2 年 度

東京家政学院大学大学院

人間生活学研究科

目　　次

目次 1
令和2年度　学年暦 5
本学大学院の使命・校章・校歌 9
沿革 13
大学院設置の概要 19
学則等 21
　東京家政学院大学大学院学則 23
　東京家政学院大学大学院研究科履修規程 29
　研究指導に関する申し合わせ 31
　東京家政学院大学学則 32
　東京家政学院大学学位規程 42
授業科目 47
大学院履修案内等 49
　大学院履修案内 51
　交通機関が不通になった場合等の授業の取扱い 53
　大学から学生へのスピーディな情報伝達サービス 53
　修士論文又は修士作品の提出に関する手続き等 54
　修士論文又は修士作品の審査及び最終試験 54
　修士論文又は修士作品の提出に関する日程 56
　修士論文又は修士作品の形式等について 57
　専修免許状について 58
　各種証明書の交付手続き等について 60
　大学院生共同研究室の利用について 61
学内諸規程 63
　東京家政学院大学大学院研究生規程 65
　東京家政学院大学科目等履修生規程 66
　東京家政学院大学研究生規程 68
　東京家政学院大学学生交流規程 70
　東京家政学院大学学生懲戒手続規程 71
　東京家政学院大学大学院ティーチング・アシスタントに関する規程 72
　東京家政学院大学大学院長期履修学生規程 73
　東京家政学院大学大学院修了延期運用規程 75
大学院教員名簿 79
キャンパス案内 81

令和２年度　学年暦（大学院）

令和2年度　学 年 暦

前 期

	日	月	火	水	木	金	土	週	行 事
2年 4月				1	2	3	4	1	1日 学年開始 3日 入学式
	5	6	7	8	9	10	11	2	4日～7日 オリエンテーション 8日 前期授業開始
	12	13	14	15	16	17	18	3	11日・12日 オリエンテーションミーティング
	19	20	21	22	23	24	25	4	25日 水曜日の振替授業日
	26	27	28	29	30			5	
5月						1	2	5	2日 月曜日の振替授業日
	3	4	5	6	7	8	9	6	9日 火曜日の振替授業日
	10	11	12	13	14	15	16	7	
	17	18	19	20	21	22	23	8	21日 創立記念日(授業日)
	24	25	26	27	28	29	30	9	
	31								
6月		1	2	3	4	5	6	10	
	7	8	9	10	11	12	13	11	
	14	15	16	17	18	19	20	12	
	21	22	23	24	25	26	27	13	21日 千代田KVA祭 (ローズ祭)
	28	29	30					14	
7月				1	2	3	4	14	
	5	6	7	8	9	10	11	15	
	12	13	14	15	16	17	18	16	
	19	20	21	22	23	24	25	17	22日 前期授業終了
	26	27	28	29	30	31			7月25日～9月20日 夏季休業
8月							1		
	2	3	4	5	6	7	8		
	9	10	11	12	13	14	15		
	16	17	18	19	20	21	22		
	23	24	25	26	27	28	29		
	30	31							
9月			1	2	3	4	5		
	6	7	8	9	10	11	12		
	13	14	15	16	17	18	19		17日・18日 後期オリエンテーション
	20								

後 期

	日	月	火	水	木	金	土	週	行 事
9・10月		21	22	23	24	25	26	1	21日 後期開始 23日 後期授業開始
	27	28	29	30				2	
					1	2	3	2	
	4	5	6	7	8	9	10	3	
	11	12	13	14	15	16	17	4	
	18	19	20	21	22	23	24	5	
	25	26	27	28	29	30	31	6	
11月	1	2	3	4	5	6	7	7	
	8	9	10	11	12	13	14	8	14・15日 大学祭(KVA祭) (12・13日 準備のため通常授業休業)
	15	16	17	18	19	20	21	9	21日 学内入構禁止
	22	23	24	25	26	27	28	10	28日 学内入構禁止
	29	30						11	
12月			1	2	3	4	5	12	
	6	7	8	9	10	11	12	13	12日 学内入構禁止
	13	14	15	16	17	18	19	14	19日 学内入構禁止
	20	21	22	23	24	25	26	15	25日 補講日 26日～1月6日 冬季休業
	27	28	29	30	31				
1月						1	2		
	3	4	5	6	7	8	9	15	9日 月曜日の振替授業日
	10	11	12	13	14	15	16	16	13日・14日 補講日
	17	18	19	20	21	22	23	17	16日・17日 学内入構禁止 (町田キャンパス)
	24	25	26	27	28	29	30	18	26日 後期授業終了 27日～2月2日 後期定期試験 (1月30日は月曜日の振替試験日)
	31								
2月		1	2	3	4	5	6	19	1日・3日 学内入構禁止
	7	8	9	10	11	12	13		10日 学内入構禁止
	14	15	16	17	18	19	20		
	21	22	23	24	25	26	27		26日 学内入構禁止
	28								
3月		1	2	3	4	5	6		
	7	8	9	10	11	12	13		11日 学内入構禁止
	14	15	16	17	18	19	20		19日大学卒業式・ 大学院修了式
	21	22	23	24	25	26	27		25日～31日 春季休業
	28	29	30	31					

・国民の祝日及び休日は、通常授業は行いません。
・■は、定期試験期間をあらわす。
・□は、授業休業期間をあらわす。
・□は、補講日をあらわす。
・□は、振替授業日をあらわす。
・土曜日は補講並びに行事等を行う。

本学大学院の使命・校章・校歌

本学大学院の使命

東京家政学院大学大学院は、本学学部における教育研究の伝統を基礎に、各専門分野の学際的な交流を通じて、人間生活に関する学術の理論と総合的な視座の確立を図り、多様な社会的課題に対応しうる高度の創造的、指導的能力を持つ人材を育成することを使命とする。

校　　章

校章は、創立者故大江スミが選ばれたもので、その意匠は、愛と純潔の象徴であるバラの花に次の三語の頭文字を組み合わせたものであります。

K・・・・・Knowledge

V・・・・・Virtue

A・・・・・Art

これは、知識の啓発、徳性の涵養、技術の錬磨を象徴したもので、これを体得させて、良き社会人・家庭人を育成することが本学の建学精神であることを示しています。

なお、VがK・Aを囲んでいますが、これは徳性の涵養が根本をなすことを意味しています。

校　　歌

一、我等のときこそ
　近くきぬれ
心と業とを
　いざやみがかん
いざや磨かん
　いざ〳〵磨かん

二、新たに開けし
　道はおおし
正しく選びて
　いざやすすまん
いざや進まん
　いざ〳〵進まん

三、教は日毎に
　うまず受けぬ
御国と家とに
　いざやつくさん
いざや尽くさん
　いざ〳〵尽くさん

沿　　革

沿　　革

本学院は、大正 12 年２月、家政学の権威大江スミが東京市牛込区市ヶ谷富久町に開設した家政研究所に創まる。

大正14年２月	麹町区３丁目に校舎を新築して、東京府より東京家政学院の設立認可を受け、大江スミ学院長に就任。
５月	創立記念祝賀会を催し、この日 21 日を創立記念日とする。
大正15年４月	鉄筋コンクリート４階建の校舎を同所に新築し、組織を財団法人に改め、大江スミ理事長に就任。
昭和２年７月	文部省より東京家政専門学校の設置認可を受け、大江スミ校長に就任。
昭和11年１月	麹町区三番町の現位置に鉄骨コンクリート６階建（２号館）の校舎を新築移転。
昭和13年４月	世田谷区船橋町の本校農場所在地に寄宿舎（千歳寮）を新築。
昭和14年３月	東京家政学院高等女学校（後に新制中学校、新制高等学校となる）を併設し、大江スミ校長を兼任。
昭和20年３月	全校舎戦災に罹り、千歳寮を臨時校舎とする。
昭和23年１月	創立者大江スミ逝去。 戸田貞三校長に就任。
２月	世田谷区船橋町千歳寮の臨時校舎から現位置に復帰。
８月	田代穣理事長に就任。
昭和25年３月	校長戸田貞三退職。 学制改革により東京家政学院短期大学の設置認可を受け、４月１日開学。 財団法人理事大江博学長事務取扱となる。
昭和26年３月	武部欽一学長に就任。 財団法人東京家政学院の組織を改め、学校法人東京家政学院と改称、田代穣理事長に就任。
12月	田代穣に代わり武部欽一理事長に就任。
昭和28年10月	創立 30 周年記念式典を挙行。
12月	武部欽一に代わり広瀬久忠理事長に就任。
昭和29年４月	短期大学に中学校保健科、家庭科の教育職員養成課程（正規の課程）の認定を受ける。
９月	広瀬久忠に代わり児玉政介理事長に就任。
昭和30年４月	学長武部欽一退職し、藤本萬治学長に就任。
昭和31年４月	短期大学に中学校保健科、家庭科の教育職員養成課程（聴講生の課程）の認可を受ける。
昭和32年４月	短期大学に栄養士養成施設の指定を受ける。
５月	創立者大江スミの 10 年祭を挙行。
昭和33年５月	同窓会が大江スミの胸像を建設。
10月	創立 35 周年記念式典を挙行。
昭和35年１月	児玉政介に代わり柴沼直理事長に就任。
昭和37年４月	大学附属図書館及び木造２階建教室を移転し、長野県蓼科高原に「山の家」を建設８月開所。
昭和38年１月	東京家政学院大学家政学部家政学科の設置認可を受け同年４月より開学。 東京家政学院（各種学校）を３月 31 日限り廃止。
２月	家政学部家政学科に中学校、高等学校保健科、家庭科の教育職員養成課程（正規の課程）の認可を受ける。
３月	学長藤本萬治退職。
４月	関口勲学長に就任。
10月	創立 40 周年記念式典を挙行。
昭和39年３月	家政学部家政学科に栄養士養成施設の指定を受ける。 世田谷区船橋町に鉄筋コンクリート４階建の学生寮（千歳寮）西寮を新築。
12月	鉄筋コンクリート３階建のＫＶＡ会館及び鉄筋コンクリート地下１階地上５階の校舎（６号館）を新築。
昭和40年３月	千歳寮に鉄筋コンクリート３階建の学生寮（東寮）を増築。
昭和42年10月	鉄筋コンクリート造地下１階地上３階建の体育館を新築。
12月	家政学部家政学科に、家政学専攻と管理栄養士専攻を置き、昭和 39 年３月に指定された栄養士養成施設は、管理栄養士養成施設として指定替えされ昭和 41 年度入学者から適用。
昭和46年３月	家政学部家政学科管理栄養士専攻に食品衛生管理者及び食品衛生監視員の養成施設の指定を受ける。
昭和48年３月	柴沼直理事長逝去。
４月	大学学則を改正し、学芸員の資格を得るための科目を加える。
５月	江戸英雄理事長に就任。
昭和50年４月	１号館（地下１階、地上８階）竣工。
11月	創立 50 周年記念式典を挙行。
昭和51年３月	学長関口勲退職。
４月	理事長江戸英雄後任学長が選任されるまで兼務。 有光次郎学長に就任。 家政学部家政学科家政学専攻に中学校、高等学校保健科、家庭科の教育職員養成課程（聴講生の課程）の認定を受ける。
昭和52年４月	大学に保健管理センター設置。
昭和55年４月	新校舎開発準備室を置き、新校舎の開発に関する準備を開始。
昭和58年12月	大学家政学部住居学科の設置認可を受ける。 短期大学英語科（位置　東京都町田市相原町 2600 番地）の設置認可を受ける。

大学の収容定員の増加に係る学則変更について認可を受ける。
昭和59年２月　短期大学英語科英語専攻に中学校英語科の教育職員養成課程（正規の課程）の認定を受ける。
３月　学長有光次郎退職。
世田谷区船橋の学生寮（千歳寮）を廃止。
４月　大学の位置を東京都町田市相原町 2600 番地に変更。
小林行雄学長に就任。
５月　創立 60 周年記念式典を挙行。
昭和60年12月　家政学部家政学科・短期大学英語科に限って（平成 12 年３月 31 日）入学定員増募の認可を受ける。
昭和62年４月　短期大学英語科英語専攻に中学校英語科の教育職員養成課程（聴講生の課程）の認可を受ける。
12月　大学人文学部（位置　東京都町田市相原町 2600 番地）の設置認可を受ける。
昭和63年３月　学長小林行雄退職。
４月　大学人文学部日本文化学科及び工芸文化学科を開学。
大学人文学部日本文化学科に中学校、 高等学校国語科の教育職員養成課程（正規の課程）の認定を受ける。
芳賀登学長代行に就任。
昭和64年１月　鵜澤昌和学長に就任。
平成元年12月　東京家政学院筑波短期大学（位置　茨城県つくば市吾妻３－１）の設置認可を受ける。
同学長に柴沼晉就任。
平成２年４月　東京家政学院筑波短期大学（国際教養科・情報処理科）を開学。
平成３年３月　東京家政学院生活文化博物館　博物館に相当する施設の指定（東京都）を受ける。
12月　東京家政学院筑波短期大学国際教養科の臨時定員増の認可を受ける。
平成４年12月　東京家政学院短期大学生活科学科に生活科学専攻及び食物栄養専攻の設置が認められる。
学長鵜澤昌和退職。
平成５年１月　河野重男学長に就任。
４月　東京家政学院短期大学家政科を生活科学科に名称変更。
５月　江戸英雄に代わり阿部充夫理事長に就任。
10 月　三番町キャンパス体育館（地下２階、地上３階）落成記念式典を挙行。
平成７年３月　東京家政学院大学大学院（修士課程）の設置認可を受ける。
４月　東京家政学院大学大学院人間生活学研究科（修士課程）を開学。
12月　東京家政学院筑波女子大学（位置　茨城県つくば市吾妻３‐1)の設置認可を受ける。
同大学学長に柴沼晉就任。
平成８年１月　東京家政学院筑波短期大学国際教養科学生募集停止。
３月　東京家政学院筑波女子大学学長柴沼晉退職。
４月　東京家政学院筑波女子大学（国際学部）を開学。
同大学学長に渡邊浩就任。
東京家政学院筑波短期大学を東京家政学院筑波女子大学短期大学部に名称変更。
平成９年１月　河野重男学長に再任。
６月　理事長阿部充夫退職。
７月　河野重男理事長就任。
平成10年６月　東京家政学院筑波女子大学短期大学部国際教養科廃止。
12月　東京家政学院大学人文学部に人間福祉学科及び文化情報学科の設置認可を受ける。
平成11年１月　東京家政学院短期大学英語科学生募集停止。
３月　東京家政学院大学人文学部人間福祉学科介護福祉専攻に介護福祉士養成施設の指定認可を受ける。
４月　東京家政学院大学人文学部に人間福祉学科及び文化情報学科を開学。
平成12年３月　東京家政学院筑波女子大学学長渡邊浩退職
４月　同学長に草薙裕就任
12月　東京家政学院大学人文学部人間福祉学科社会福祉専攻及び介護福祉専攻に高等学校教諭一種「福祉」並びに人文学部文化情報学科文化情報専攻に高等学校教諭一種「情報」の教育職員養成課程の認定を受ける。
理事長河野重男退職。
学長河野重男退職。
平成13年１月　芳賀登理事長に就任。
田辺員人学長に就任。
３月　東京家政学院短期大学別科生活科学専修廃止。
５月　東京家政学院短期大学英語科廃止。
平成14年３月　東京家政学院大学大学院人間生活学研究科生活文化専攻に中学校教諭専修「家庭」及び高等学校教諭専修「家庭」の教育職員養成課程の認定を受ける。
平成15年６月　創立 80 周年記念式典を挙行。
平成16年３月　東京家政学院筑波女子大学学長草薙裕退職
４月　東京家政学院短期大学生活科学科食品バイオ専攻を開学。
東京家政学院大学収容定員関係学則変更届出（含、平成 17 年度から文化情報学科の専攻制廃止）が受理される。
東京家政学院筑波女子大学・同短期大学部学長に門脇厚司就任。
７月　東京家政学院大学家政学部児童学科設置届出の受理通知を受ける。
10月　東京家政学院筑波女子大学国際学部・同短期大学部情報処理科学生募集停止。
12月　学長田辺員人退職。

平成17年１月　伊東蘆一学長代行に就任。
３月　東京家政学院大学家政学部児童学科に指定保育士養成施設の指定認可を受ける。
東京家政学院大学家政学部児童学科及び住居学科に中学校、高等学校教諭一種「家庭」並びに家政学部家政学科管理栄養士専攻に栄養教諭一種の教育職員養成課程の認定を受ける。
東京家政学院短期大学生活科学科食物栄養専攻及び食品バイオ専攻に中学校教諭二種「家庭」並びに同食物栄養専攻に栄養教諭二種の教育職員養成課程の認定を受ける。
４月　東京家政学院大学家政学部児童学科を開学。
利谷信義学長に就任。
東京家政学院筑波女子大学を筑波学院大学に名称変更し、情報コミュニケーション学部を開学。(男女共学)
同学長に門脇厚司就任。
平成18年３月　東京家政学院大学大学院人間生活学研究科生活文化専攻に栄養教諭専修免許の教育職員養成課程の認定を受ける。
12月　理事長芳賀登退職。
平成19年１月　利谷信義理事長代行に就任。
利谷信義理事長に就任。
２月　東京家政学院筑波女子大学短期大学部情報処理科廃止。
３月　東京家政学院大学家政学部児童学科に幼稚園教諭一種並びに小学校教諭一種の教育職員養成課程の認定を受ける。
４月　東京家政学院大学大学院人間生活学研究科を男女共学化とする。
平成20年３月　筑波学院大学学長門脇厚司退職。
４月　同学長に三石善吉就任。
５月　利谷信義に代わり山口孝理事長に就任。
東京家政学院大学家政学部現代家政学科及び健康栄養学科設置届出（含、平成 21 年度から家政学科家政学専攻及び管理栄養士専攻の学生募集停止）が受理される。
東京家政学院大学収容定員変更関係学則変更届出が受理される。
東京家政学院大学学則の変更届出（平成 21 年度入学生から人間福祉学科の専攻制廃止）が受理される。
７月　東京家政学院短期大学生活科学科学生募集停止。
平成21年３月　学長利谷信義退職。
４月　東京家政学院大学家政学部現代家政学科及び健康栄養学科を開学。
天野正子学長に就任。
５月　東京家政学院大学現代生活学部設置届出（含、平成 22 年度から家政学部及び人文学部の学生募集停止）が受理される。
筑波学院大学経営情報学部設置届出（含、平成 22 年度から情報コミュニケーション学部の学生募集停止）が受理される。
平成22年１月　東京家政学院大学現代生活学部児童学科に幼稚園、小学校一種、現代家政学科及び生活デザイン学科に中学校、高等学校一種「家庭」、人間福祉学科に「福祉」、健康栄養学科に栄養教諭一種の教員職員養成課程の認定を受ける。
４月　東京家政学院大学現代生活学部を開学。
筑波学院大学経営情報学部を開学。
平成23年１月　東京家政学院短期大学生活科学科廃止。
３月　千代田三番町キャンパス 1 号館耐震補強及び改修工事完了
４月　大学の位置を東京都町田市相原町 2600 番地及び東京都千代田区三番町 22 番地に変更し、2 キャンパス体制となる。
東京家政学院大学現代生活学部現代家政学科及び健康栄養学科の 2 学科が千代田三番町キャンパスへ移転。
平成24年３月　筑波学院大学学長三石善吉退職。
４月　同学長に大島愼子就任。
平成25年５月　東京家政学院大学人文学部廃止。
６月　創立 90 周年記念式典を挙行。
平成26年５月　東京家政学院大学家政学部家政学科及び健康栄養学科廃止。
６月　山口孝に代わり沖吉和祐理事長に就任。
10月　東京家政学院大学家政学部児童学科廃止。
11月　筑波学院大学情報コミュニケーション学部廃止。
平成27年３月　東京家政学院大学家政学部廃止。
学長天野正子退職。
４月　廣江彰学長に就任。
平成28年４月　筑波学院大学経営情報学部経営情報学科をビジネスデザイン学科に名称変更。
平成29年４月　東京家政学院大学人間栄養学部設置届出及び現代生活学部食物学科設置届出（含、平成 30 年度から現代生活学部健康栄養学科及び人間福祉学科の学生募集停止）が受理される。
平成30年３月　東京家政学院大学現代生活学部食物学科に栄養士養成施設の指定認可を受ける。
４月　東京家政学院大学人間栄養学部人間栄養学科及び現代生活学部食物学科を開学。
平成30年８月　筑波学院大学　設置者変更の認可を受ける。
平成31年４月　筑波学院大学　設置者変更。
令和２年４月　東京家政学院大学大学院人間生活学研究科家政学専攻・栄養学専攻設置、生活文化専攻募集停止。

大学院設置の概要

東京家政学院大学大学院の概要

1. 大学院人間生活学研究科の経緯

「東京家政学院」の歴史は、大江スミが大正 12 年（1923）に「家政研究所」を創設したことに始まる。「東京家政学院大学」は、昭和 38 年（1963）に「家政学部家政学科」のみの単科大学として新設された。しかし、その後の経済社会の変動、生活様式の多様化及び女性の社会進出などの情勢に対応して、教育研究組織の整備と専門分化に伴う学科等の増設を行ってきた。昭和 42 年（1967）、家政学科に「家政学専攻」と「管理栄養士専攻」が置かれ、昭和 59 年（1984）には家政学部に「住居学科」が新設された。さらに、昭和 63 年（1988）に「人文学部」が新設され、「日本文化学科」及び「工芸文化学科」が設置された。

「大学院人間生活学研究科生活文化専攻」は、この２学部が基礎となり、平成７年（1995）に設置された。家政・人文の２学部４学科の領域を生活文化の視点から学際的な教育研究を行うことを目指したユニークな修士課程としてスタートした。

その後、平成 11 年（1999）には人文学部に「人間福祉学科」及び「文化情報学科」が加わり、平成 17 年（2005）には家政学部に「児童学科」が設置された。平成 20 年（2008）には、家政学科管理栄養士専攻を「健康栄養学科」として独立させて２学部８学科体制となり、教育研究の幅を広げてきた。さらに、社会のニーズに対応すべく、平成 22 年（2010）には家政・人文の２学部を発展的に統合改組し、「現代生活学部」に「現代家政学科」「健康栄養学科」「生活デザイン学科」「児童学科」「人間福祉学科」を置く１学部５学科体制となった。

このような変化に対応すべく、大学院も平成 27 年（2015）に、カリキュラムの大幅な改定を実施し、「現代家政学コース」「健康栄養学コース」「生活デザイン学コース」「児童学コース」「社会福祉学コース」の５つのコース制で学部段階の教育研究を発展的に継承した。

平成 30 年（2018）にはさらなる学部改組が行われ、「現代家政学科」「生活デザイン学科」「児童学科」「食物学科」からなる「現代生活学部」と、「人間栄養学科」からなる人間栄養学部の２学部５学科体制となった。

この学部改組に伴い、大学院人間生活学研究科も、令和２年（2020）に現代家政学部を基礎とした家政学専攻及び人間栄養学部を基礎とした栄養学専攻を設置し、学士課程教育との連続性を意識しながら、人間生活に関わる専門的知識や技術を修得できる家政学・栄養学の中核的な教育研究拠点として再編された。

2. 構成

大学院人間生活学研究科に「家政学専攻」及び「栄養学専攻」（いずれも修士課程）を置く。

3. 入学及び学修の条件

家政学専攻の入学定員は６名、栄養学専攻の入学定員は４名とする。

標準修業年限は２年とする。

修了要件は、30 単位以上を修得し、かつ、修士論文又は特定の課題についての研究成果の審査及び試験に合格することとする。

家政学専攻を修了した者には「修士（家政学）」の学位を授与し、栄養学専攻を修了した者には「修士（栄養学）」を授与する。

学　　則　　等

東京家政学院大学大学院学則

第１章　総　則

（目的）

第１条　東京家政学院大学大学院（以下「本大学院」という。）は、知識の啓発、徳性の涵養、技術の錬磨を体得させる建学の精神（ＫＶＡ精神）に則り、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥をきわめ、又は高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培い、文化の進展に寄与することを目的とする。

（自己点検及び評価）

第２条　本大学院は、教育研究水準の向上を図り、前条の目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。

２　前項の点検及び評価に関する事項は、別に定める。

（教育内容等の改善のための組織的な研修等）

第３条　本大学院は、授業及び研究指導の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施するものとする。

（課程）

第４条　本大学院に、修士課程を置く。

２　修士課程は、広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又はこれに加えて高度の専門性が求められる職業を担うための卓越した能力を培うことを目的とする。

（標準修業年限及び在学期間）

第５条　修士課程の標準修業年限は、２年とする。

２　前項の規定にかかわらず、主として実務の経験を有すると認めるものに対しては、標準修業年限を１年以上２年未満の在学期間とすることができる。

３　修士課程には、休学期間を除き４年を超えて在学することはできない。

（長期にわたる教育課程の履修）

第５条の２　学生が、職業を有している等の事情により、標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修することを希望するときは、その計画的な履修を認めることができる。

２　前項の計画的に教育課程を履修する学生に関する事項は、別に定める。

（研究科、専攻及び収容定員）

第６条　本大学院に、次の研究科及び専攻を置き、その収容定員は次のとおりとする。

研　究　科	専　攻	課　程	入学定員	収容定員
人間生活学研究科	家政学専攻	修士課程	６名	12 名
	栄養学専攻	修士課程	４名	８名

（研究科、専攻の目的）

第６条の２　人間生活学研究科は、人間生活に関わる総合的かつ専門的知識及び技術を研究教育し、現代社会が直面する個人、家族及び地域をめぐる諸問題はもとより、地球規模の諸課題に対しても実践的に貢献できる有為な人材を養成することを目的とする。

２　各専攻の目的は、次のとおりとする。

(1) 家政学専攻は、家政学を総合的な見地でとらえ、基礎的な理論と高度で専門的な学識を修得し、現代生活が直面する課題を解決するために必要となる実践的な判断力と主体的な発信力を備え、社会または次世代の教育の場で貢献する人材を養成することを目的とする。

(2) 栄養学専攻は、現代の社会的ニーズに対応し、地域住民の健康と豊かな生活を創造するために、食・栄養に関わる科学的根拠を蓄積できる研究職および実践的な高度専門職を養成することを目的とする。

第２章　教育課程及び履修方法

（教育方法）

第７条　本大学院の教育は、その目的を達成するために必要な授業科目の授業及び学位論文の作成等に対する指導（以下「研究指導」という。）によって行う。

（授業科目及び単位数）

第８条　研究科各専攻における授業科目及び単位数は、別表第１のとおりとする。

（単位の計算方法）

第９条　各授業科目の単位数は、１単位の授業科目を 45 時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により計算するものとする。

(1) 講義については、授業時間 15 時間をもって１単位とする。

(2) 演習については、授業時間 30 時間をもって１単位とする。

（履修方法）

第 10 条　学生は、履修科目の選択に当たって、あらかじめ研究指導教員の指導を受けなければならない。

２　学生は、各学年初めに履修する科目を選定し、研究科長に届け出るものとする。

（他専攻における授業科目の履修）

第 10 条の２　本大学院は、教育上有益と認めるときは、他専攻の授業科目を履修させることができる。
２　前項の規定により履修した授業科目の単位は、６単位を超えない範囲で在籍する専攻において修得したものとみなすことができる。
（他大学における授業科目の履修等）
第 11 条　本大学院は、教育上有益と認めるときは、他大学の大学院（外国の大学の大学院を含む。）とあらかじめ協議の上、学生に当該他大学の大学院授業科目を履修させることができる。
２　前項の規定により履修した授業科目の単位は、10 単位を超えない範囲で本大学院において修得したものとみなすことができる。
（入学前の既修得単位の認定）
第 11 条の２　本大学院は、教育上有益と認めるときは、学生が入学する前に大学院において修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む。）を、本大学院において修得したものとみなすことができる。
２　前項の規定により修得したものとみなすことができる単位は、第 11 条第２項により修得したものとみなすことができる単位とあわせて 10 単位を超えないものとする。
（メディアを利用して行う授業）
第 11 条の３　メディアを利用して行う授業は、あらかじめ指定した日時に情報通信機器等を使用して双方向の通信手段によって行う。
２　前項の授業を実施する授業科目については、別に定める。

第 ３ 章　　学修の評価、課程修了及び学位授与

（単位の認定）
第 12 条　履修した授業科目の単位の認定は、試験によるものとする。
（成績評価）
第 12 条の２　成績評価は、優（80 点以上）、良（70～79 点）、可（69～60 点）及び不可（59 点以下）をもってこれを表し、優、良、可を合格とし、不可を不合格とする。
（修了要件）
第 12 条の３　修士課程の修了要件は、本大学院に２年以上在学し、所定の授業科目について 30 単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、当該修士課程の目的に応じ、修士論文、修士作品又は特定の課題についての研究成果の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた業績をあげた者については、本大学院に１年以上在学すれば足りるものとする。
（修了の延期）
第 12 条の４　前条の要件を満たした者であっても、在学期間の延長を希望する者については、願い出により、学長は修了の認定を延期することができる。
２　前項の修了延期に関する事項は、別に定める。
（学位の授与）
第 13 条　課程を修了した者には、次の学位を授与する。

研　　究　　科	専　　攻	課　　程	授 与 学 位
人間生活学研究科	家政学専攻	修士課程	修士（家政学）
	栄養学専攻	修士課程	修士（栄養学）

２　学位の授与に関する事項は、別に定める。

第 ４ 章　　教育職員免許

（教育職員免許）
第 13 条の２　教育職員免許状授与の所要資格を取得しようとする者は、教育職員免許法及び教育職員免許法施行規則に定める所要の単位を修得しなければならない。
２　前項の所要資格を取得した者が受けることのできる教育職員免許状の種類及び教科は、次のとおりとする。

研　　究　　科	専　　攻	教育職員免許状の種類	教科
人間生活学研究科	家政学専攻	中学校教諭専修免許状 高等学校教諭専修免許状	家庭
	栄養学専攻	栄養教諭専修免許状	

第 ５ 章　　入学、休学、転学、再入学、留学、退学及び除籍

（入学の時期）
第 14 条　入学の時期は、学年又は学期の初めとする。
（入学資格）
第 15 条　修士課程に入学できる者は、次の各号の一に該当する者とする。
(1) 学校教育法第 83 条に定められた大学を卒業した者
(2) 学校教育法第 104 条第４項の規定により学士の学位を授与された者
(3) 外国において、学校教育における 16 年の課程を修了した者
(4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育にお

ける 16 年の課程を修了した者
(5) 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における 16 年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
(6) 外国の大学その他の外国の学校において、修業年限が３年以上である課程を修了することより、学士の学位に相当する学位を授与された者
(7) 修業年限が４年以上で、かつ、課程の修了に必要な総授業時数が 3,400 時間以上である専修学校の専門課程で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以降に修了した者
(8) 文部科学大臣の指定した者
(9) 大学に３年以上在学し、又は外国において学校教育における 15 年の課程を修了し、又は外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における 15 年の課程を修了し、又は我が国において外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における 15 年の課程を修了したとされるものに限る）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し、本大学院が指定する科目、単位を優れた成績をもって修得したものと認めた者
(10) 本大学院において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、22 歳に達した者

（入学の出願、入学者の選考、入学手続、入学許可）

第 16 条　本大学院への入学の出願、入学者の選考、入学手続及び入学許可については、東京家政学院大学学則（以下「大学学則」という。）の規定を準用する。

（再入学・転入学）

第 17 条　本大学院に再入学又は転入学を志願する者については、選考の上、学長はこれを許可することができる。
(1) 本大学院を中途退学した者又は除籍（授業料及び施設設備資金を滞納し、督促を受けても納付しない者に限る。）された者が、再入学を願い出たとき
(2) 他の大学院に在学する者が、本大学院に転入学を願い出たとき
２　前項第２号の規定により転入学を志願するときは、在籍する大学院の学長又は研究科長の許可書を願書に添付しなければならない。
３　第１項により入学を許可された者の修学年限等に関する事項は、別に定める。

（転専攻）

第 17 条の２　在籍する専攻以外へ転専攻を志願する者については、志望する専攻に欠員のある場合に限り、選考の上、学長はこれを許可することができる。

（休学、転学、留学、退学及び除籍）

第 18 条　本大学院の休学、転学、留学、退学及び除籍については、大学学則の規定を準用する。

第 6 章　賞　罰

（賞罰）

第 19 条　学生の賞罰については、大学学則の規定を準用する。

第 7 章　研究生、科目等履修生、外国人留学生及び特別聴講学生

（研究生）

第 20 条　本大学院において、特定の専門分野について研究することを志願する者があるときは、選考の上、学長は研究生として入学を許可することができる。
２　研究生に関する事項は、別に定める。

（科目等履修生）

第 20 条の２　本大学院所定の授業科目のうち 1 科目又は複数科目の履修を志願する者があるときは、選考の上、学長は科目等履修生として入学を許可することができる。
２　科目等履修生に対する単位の授与については、大学学則の規定を準用する。

（外国人留学生）

第 21 条　外国人で、大学において教育を受けることを目的として入国し、本大学院に入学を志願する者があるときは、選考の上、学長は外国人留学生として入学を許可することができる。

（特別聴講学生）

第 22 条　他大学（外国の大学を含む。）の大学院に在籍する学生で、本大学院において授業科目を履修することを志願する者があるときは、当該他大学との協議に基づき、学長は特別聴講学生として入学を許可することができる。

（科目等履修生、外国人留学生及び特別聴講学生に関する規定）

第 23 条　科目等履修生、外国人留学生及び特別聴講学生に関しては、別に定めるもののほか、大学学則の規定を準用する。

第 8 章　入学検定料、入学金、授業料及び施設設備資金

（学納金）

第 24 条　本大学院の入学検定料、入学金、授業料及び施設設備資金は、別表第２のとおりとする。

２　家計状況又は家計状況の急変による経済的理由により修学困難である者（次項の規定により授業料及び施設設備資金の一部を減免された私費外国人留学生を除く。）には、授業料及び施設設備資金について、別に定めるところにより、その一部を減免することができる。
３　私費外国人留学生には、入学金、授業料及び施設設備資金について、別に定めるところにより、その一部を減免する。

第 9 章　教員組織

（教員）
第 25 条　本大学院の授業及び研究指導を担当する教員は、東京家政学院大学の教授、准教授をもって充てる。ただし、必要がある場合には、講師又は助教を充てることができる。
２　前項に規定するもののほか、授業については兼任教員に担当させることができる。

第 10 章　大学院の運営

（研究科会議）
第 26 条　研究科に研究科会議を置く。
２　研究科会議に関する事項は、別に定める。
（研究科長）
第 26 条の２　研究科に研究科長を置き、本大学院を担当する教授をもって充てる。
２　研究科長は、研究科に関する事項を掌理する。
３　研究科長の任期は２年とし、再任を妨げない。
（事務）
第 27 条　本大学院に関する事務は、大学の事務組織がこれに当たる。

第 11 章　雑　則

（学則の準用）
第 28 条 この学則に定めるもののほか、本大学院に関する必要な事項は、大学学則の規定を準用する。
２　大学学則を、この学則に準用する場合は、「学部」を「研究科」と、又「教授会」を「研究科会議」と読み替えるものとする。

附　則
この学則は、平成７年４月１日から施行する。

附　則
１　この学則は、平成９年４月１日から施行する。
２　第 24 条に規定する施設設備資金は、平成９年度から入学する者に適用する。

附　則
この学則は、平成 12 年４月１日から施行する。ただし、この学則の施行前に現に在学する者については、第８条に基づく改正後の別表にかかわらず、なお、従前の例による。

附　則
１　この学則は、平成 13 年４月１日から施行する。
２　第 24 条に規定する施設設備資金及び同条ただし書の規定については、平成 13 年度から入学する者に適用する。

附　則
この学則は、平成 13 年４月 12 日から施行し、平成 13 年４月１日から適用する。

附　則
この学則は、平成 13 年７月５日から施行する。

附　則
この学則は、平成 14 年４月１日から施行する。

附　則
この学則は、平成 15 年４月１日から施行する。ただし、第８条に規定する別表第１に関しては、平成 14 年度以前の入学者については、なお、従前の例による。

附　則
この学則は、平成 18 年４月１日から施行する。ただし、第８条に規定する別表第１に関しては、平成 17 年度以前の入学者については、なお、従前の例による。

附　則
この学則は、平成 19 年４月１日から施行する。ただし、第８条に規定する別表第１に関しては、平成 17 年度以前の入学者については、なお、従前の例による。

附　則
この学則は、平成 20 年４月１日から施行する。ただし、第８条に規定する別表第１に関しては、平成 19 年度以前の入学者については、なお、従前の例による。

附　則
この学則は、平成 21 年４月１日から施行する。ただし、第８条に規定する別表第１に関しては、平成 20 年度以前の入学者については、なお、従前の例による。

附　則

この学則は、平成 22 年 2 月 19 日から施行する。

附　則

この学則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第８条に規定する別表第１に関しては、平成 21 年度以前の入学者については、なお、従前の例による。

附　則

この学則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

1　この学則は、平成 24 年 9 月 25 日から施行する。

2　第24条に規定する別表第2に関しては、平成25年度から入学する者に適用する。

附　則

1　この学則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

2　第24条に規定する別表第2に関しては、平成27年度から入学する者に適用する。

附　則

この学則は、平成 29 年4月 1日から施行する。ただし、この学則の施行前に現に在学する者については、第８条に基づく改正後の別表にかかわらず、なお、従前の例による。

附　則

1　この学則は、平成30年 4月 1日から施行する。

2　第24条第3項の規定は、平成30年度から入学する者に適用する。

3　第8条に規定する別表第1に関しては、平成29年度以前の入学者については、なお従前の例による。

附　則

1　この学則は、令和2年4月1日から施行する。

2　改正後の学則第６条の掲げる表の規定にかかわらず、生活文化専攻は、施行日の前日において当該専攻に在籍する者が在籍しなくなる日までの間、存続するものとする。

3　改正後の学則第６条に掲げる表の収容定員は、同条の規定にかかわらず、令和2年度は、次表のとおりとする。

研　　究　　科	専　　攻	令和 2 年度
人間生活学研究科	生活文化専攻	10 名
	家政学専攻	6 名
	栄養学専攻	4 名

別表　第１（第８条関係）

①家政学専攻

授　業　科　目	単 位 数	摘　　要
家政学総合特論	2	1．修了要件
生活経営学特論	2	(1) 学則第 12 条の３に基づき、30 単位以上を修得すること。
消費者教育特論	2	
服飾文化特論	2	(2) 修士論文又は修士作品及び最終試験に合格すること。
環境文化特論	2	
食生活学特論	2	
食品機能学特論	2	2．履修要件
食品科学特論	2	(1) 必修 10 単位
衣環境学特論	2	「家政学総合特論」
住環境計画特論	2	「家政学特別研究演習 1～4」
建築構法特論	2	(2) 選択 20 単位以上
住環境設計特論	2	
発達支援特論	2	
子ども学特論	2	
高齢者福祉特論	2	
地域福祉活動特論	2	
教育学特論	2	
教育実践特論	2	
教育心理学特論	2	
家政学特別研究演習 1	2	
家政学特別研究演習 2	2	
家政学特別研究演習 3	2	
家政学特別研究演習 4	2	

②栄養学専攻

授　業　科　目	単 位 数	摘　　要
栄養学総合特論	2	1．修了要件
調理学特論	2	(1) 学則第 12 条の３に基づき、30 単位以上を修得すること。
スポーツ栄養管理学特論	2	
食品学特論	2	(2) 修士論文又は修士作品及び最終試験に合格すること。
食品機能学特論	2	
臨床栄養学特論	2	
公衆栄養学特論	2	2．履修要件
栄養教育特論	2	(1) 必修 10 単位
地域栄養教育特論	2	「栄養学総合特論」
小児臨床栄養学特論	2	「栄養学特別研究演習 1～4」
病態生理学特論	2	(2) 選択 20 単位以上
ヘルスプロモーション特論	2	
運動生態学特論	2	
栄養管理学特論	2	
食品・栄養英語文献抄読演習	1	
栄養学特別研究演習 1	2	
栄養学特別研究演習 2	2	
栄養学特別研究演習 3	2	
栄養学特別研究演習 4	2	

別表　第２（第 24 条関係）

入 学 検 定 料	３万円
入　　学　　金	３０万円
授 業 料(年額)	６０万円
施設設備資金(年額)	１０万円

備考　学校法人東京家政学院が設置する大学の卒業生については、入学金を免除する。

東京家政学院大学大学院研究科履修規程

（趣旨）

第１条　東京家政学院大学大学院の研究科における履修については、東京家政学院大学大学院学則に定めるもののほか、この規程によるものとする。

（研究計画書の提出）

第２条　学生は、修士課程在学中における研究主題を定め、「研究計画書」を入学時の所定の期日までに研究科長に届け出なければならない。

（指導教員）

第３条　授業科目の授業及び修士論文又は作品の作成等の指導（以下「研究指導」という。）を行うため、学生１名につき３名以内の指導教員を定める。

2　指導教員のうち 1 名を主指導教員とし、主指導教員は学生の研究主題に該当する専攻の教授又は准教授とする。

3　研究指導において必要があると認めた場合は、指導教員を変更することができる。

（研究指導）

第４条　研究指導の内容は、学生１名ごとに定めるものとする。

（授業科目等）

第５条　授業科目、単位数及び履修方法は、別表のとおりとする。

（履修手続）

第６条　学生は、主指導教員の指導により、履修計画（当該年度において履修しようとする授業科目）を定め、所定の期日までに研究科長に届け出なければならない。

2　履修しようとする授業科目を変更する場合は、主指導教員の承認を得て、所定の期日までに履修計画の変更を研究科長に届け出なければならない。

（単位の授与）

第７条　授業科目を履修したものについては、試験（論文、報告等を含む。以下同じ）により学修の成果を評価して、所定の単位を与える。

2　試験は、原則として学期末に行うこととする。

（成績の評価）

第８条　成績の評価は、原則として試験、平常の成績及び出席状況を総合して決定する。

2　成績の評価は、優（80 点以上）、良（70 点以上 80 点未満）、可（60 点以上 70 点未満）、不可（60 点未満）とし、優、良、可を合格とする。

附　則

この規則は、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

この規則は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。ただし、平成 14 年度以前の入学者については、なお、従前の例による。

附　則

この規則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 5 条に規定する別表に関しては、平成 17 年度以前の入学者については、なお、従前の例による。

附　則

この規則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 5 条に規定する別表に関しては、平成 19 年度以前の入学者については、なお、従前の例による。

附　則

この規則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 5 条に規定する別表に関しては、平成 20 年度以前の入学者については、なお、従前の例による。

附　則

この規則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 5 条に規定する別表に関しては、平成 21 年度以前の入学者については、なお、従前の例による。

附　則

この東京家政学院大学大学院研究科履修規則は、東京家政学院大学大学院研究科履修規程に改正し、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。ただし、平成 29 年度以前の入学者については、なお従前の例による。

附　則

この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。ただし、平成 31 年度以前の入学者については、なお従前の例による。

別表

①家政学専攻

授　業　科　目	単 位	必 修	専修免許状	備　考
家政学総合特論	2	●		1．修了要件 (1) 学則第 12 条の３に基づき、30 単位以上を修得すること。 (2) 修士論文又は修士作品及び最終試験に合格すること。 2．履修要件 (1) 必修 10 単位 「家政学総合特論」 「家政学特別研究演習 1〜4」 ●印の 10 単位を修得すること。 (2) 選択 20 単位以上 家政学専攻から必ず 14 単位以上を修得すること。 3．専修免許状取得 中学校教諭専修免許状（家庭）、高等学校教諭専修免許状（家庭）を修得する場合は、専修免許状欄の△印の科目より 24 単位以上を修得すること。
生活経営学特論	2		△	
消費者教育特論	2		△	
服飾文化特論	2		△	
環境文化特論	2		△	
食生活学特論	2		△	
食品機能学特論	2		△	
食品科学特論	2		△	
衣環境学特論	2		△	
住環境計画特論	2		△	
建築構法特論	2		△	
住環境設計特論	2		△	
発達支援特論	2		△	
子ども学特論	2		△	
高齢者福祉特論	2		△	
地域福祉活動特論	2		△	
教育学特論	2		△	
教育実践特論	2		△ □	
教育心理学特論	2		△ □	
家政学特別研究演習 1	2	●		
家政学特別研究演習 2	2	●		
家政学特別研究演習 3	2	●		
家政学特別研究演習 4	2	●		

②栄養学専攻

授　業　科　目	単 位	必 修	専修免許状	備　考
栄養学総合特論	2	●		1．修了要件 (1) 学則第 12 条の３に基づき、30 単位以上を修得すること。 (2) 修士論文又は修士作品及び最終試験に合格すること。 2．履修要件 (1) 必修 10 単位 「栄養学総合特論」 「栄養学特別研究演習 1〜4」 ●印の 10 単位を修得すること。 (2) 選択 20 単位以上 栄養学専攻から必ず 14 単位以上を修得すること。 3．専修免許状取得 栄養教諭専修免許状を修得する場合は、専修免許状欄の□印の科目より 24 単位以上を修得すること。
調理学特論	2		□	
スポーツ栄養管理学特論	2		□	
食品学特論	2		□	
食品機能学特論	2		□	
臨床栄養学特論	2		□	
公衆栄養学特論	2		□	
栄養教育特論	2		□	
地域栄養教育特論	2		□	
小児臨床栄養学特論	2		□	
病態生理学特論	2		□	
ヘルスプロモーション特論	2		□	
運動生態学特論	2		□	
栄養管理学特論	2		□	
食品・栄養英語文献抄読演習	1		□	
栄養学特別研究演習 1	2	●		
栄養学特別研究演習 2	2	●		
栄養学特別研究演習 3	2	●		
栄養学特別研究演習 4	2	●		

研究指導に関する申し合わせ

1　研究指導教員　（以下「指導教員」という。）　は、出願時に提出された「研究計画書」に基づき、学期始めに代議員会において決定し、学生に通知する。指導教員を変更する場合も同様とする。

2　学生は、入学後、指導教員の指導のもとで「研究計画書」を確定し、別に定める期日までに学務グループへ提出する。

令和　　年度　大学院人間生活学研究科

研　究　計　画　書

提出日　令和　　年　　月　　日

専攻		学籍番号								氏名	
研究主題											
研究内容の概要											
研究指導教員	印										

東京家政学院大学大学院

東京家政学院大学学則

第１章　総　則

（目的）

第１条　東京家政学院大学（以下「本学」という。）は、教育基本法及び学校教育法の趣旨に則り、知識の啓発、徳性の涵養、技術の錬磨の建学の精神を具現する高度の知識、技能を研究教授し、もってわが国文化の高揚発達に貢献する有為な女性を育成することを目的とする。

２　本学は、学部・学科の人材の育成に関する目的その他の教育研究上の目的を別表第１のとおり定める。

（名称及び位置）

第１条の２　本学は、東京家政学院大学と称する。

２　本学の位置は、東京都町田市相原町 2600 番地及び東京都千代田区三番町 22 番地とする。

（自己点検及び評価等）

第２条　本学は、教育研究水準の向上を図り、第１条の目的及び社会的使命を達成するため、本学における教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行うものとする。

２　前項の点検及び評価に当たっての項目の設定、実施体制等については、別に定める。

第２章　組　織

（学部、学科及び収容定員）

第３条　本学に次の学部及び学科を置き、その収容定員は、次のとおりとする。

学　部	学　　科	入学定員	第３年次 編入学定員	収容定員
現代生活学部	現代家政学科	130名	5名	530名
	生活デザイン学科	80名	10名	340名
	食物学科	70名	—	280名
	児童学科	90名	5名	370名
人間栄養学部	人間栄養学科	140名	—	560名
計		510名	20名	2,080名

（大学院）

第４条　本学に大学院を置く。

２　前項の大学院に置く研究科並びに専攻及びその収容定員は、次のとおりとする。

研　究　科	課　程	専　攻	入学定員	収容定員
人間生活学研究科	修士課程	生活文化専攻	10名	20名

３　大学院に関する規則は、別に定める。

（附属図書館）

第５条　本学に附属図書館を置く。

２　附属図書館に関する事項は、別に定める。

（博物館）

第６条　本学に博物館を置く。

２　博物館の名称を「東京家政学院生活文化博物館」とする。

３　博物館に関する事項は、別に定める。

（情報処理センター）

第６条の２　本学に東京家政学院大学情報処理センター（以下「情報処理センター」という。）を置く。

２　情報処理センターに関する事項は、別に定める。

（保健管理センター）

第７条　本学に東京家政学院大学保健管理センター（以下「保健管理センター」という。）を置く。

２　保健管理センターに関する事項は、別に定める。

（学生支援センター）

第８条　本学に東京家政学院大学学生支援センター（以下「学生支援センター」という。）を置く。

２　学生支援センターに関する事項は、別に定める。

（国際交流センター）

第８条の２　本学に東京家政学院大学国際交流センター（以下「国際交流センター」という。）を置く。

２　国際交流センターに関する事項は、別に定める。

（地域連携・研究センター）

第８条の３　本学に東京家政学院大学地域連携・研究センター（以下「地域連携・研究センター」という。）を置く。

２　地域連携・研究センターに関する事項は、別に定める。

（アドミッションセンター）

第８条の４　本学に東京家政学院大学アドミッションセンター（以下「アドミッションセンター」という。）を置く。
２　アドミッションセンターに関する事項は、別に定める。

第３章　職員組織

（教職員）
第９条　本学に学長、学部長、教授、准教授、講師、助教、助手及び事務職員を置く。
２　前項に定める教職員のほか、本学に副学長を置くことができる。
（学長）
第 10 条　学長は、校務を掌り、所属職員を統督する。
（副学長）
第 10 条の２　副学長は、学長を助け、命を受けて公務を掌る。
（学部長）
第 11 条　学部に学部長を置き、教授をもって充てる。
２　学部長は、学部に関する事項を掌理する。

第４章　教授会

（教授会）
第 12 条　本学学部に教授会を置く。
２　教授会は、専任の教授、准教授、講師及び助教をもって組織する。ただし、学部長が必要と認める場合には、その他の職員を出席させることができる。
３　教授会の運営に関する事項は、別に定める。
４　教授会は、学長が次の掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。
(1) 学生の入学、卒業及び課程の修了
(2) 学位の授与
(3) 前２号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聞くことが必要なものとして、学長が別に定めるもの
５　教授会は、前項に規定するもののほか、学長及び学部長が掌る教育研究に関する次の事項について審議し、及び学長等の求めに応じ、意見を述べるものとする。
(1) 学術研究及び教育計画に関する事項
(2) 学生の賞罰に関する事項
(3) 学生の厚生補導に関する事項
(4) その他教育研究に関する事項

第５章　学年、学期及び休業日

（学年）
第 13 条　学年は、4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。
（学期）
第 14 条　学年を分けて次の２期とする。
前期　4 月 1 日から 9 月 20 日まで
後期　9 月 21 日から翌年 3 月 31 日まで
（休業日）
第 15 条　休業日は、次のとおりとする。
(1) 日曜日
(2) 国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日
(3) 創立記念日　5 月 21 日
(4) 夏季休業　8 月 1 日から 9 月 20 日まで
(5) 冬季休業　12 月 26 日から翌年 1 月 7 日まで
(6) 春季休業　3 月 25 日から 3 月 31 日まで
２　学長は、必要があると認めたときは、前項の休業日を変更し、又は臨時に休業することができる。

第６章　修業年限及び在学年限

（修業年限）
第 16 条　本学の修業年限は、４年とする。ただし、第 23 条の規定により再入学した者の修業年限については、別に定める。
（在学年限）
第 17 条　学生は８年を超えて在学することはできない。ただし、第 22 条又は第 23 条の規定により、編入学又は再入学した者は、修業すべき年数の２倍を超えて在学することはできない。

第 7 章　入学、編入学、学士入学、再入学

（入学の時期）

第 18 条　入学の時期は、学年の始めとする。ただし、再入学については、学期の始めとすることができる。

（入学資格）

第 19 条　本学に入学することができる者は、次の各号の一に該当する者とする。

(1) 高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者

(2) 通常の課程による 12 年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）

(3) 外国において、学校教育における 12 年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者

(4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者

(5) 修業年限が 3 年以上で、かつ、課程の修了に必要な総授業時数が 2,590 時間以上である専修学校の高等課程で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が別に定める日以降に修了した者

(6) 文部科学大臣の指定した者

(7) 高等学校卒業程度認定試験規則による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（旧規程による大学入学資格検定に合格した者を含む。）

(8) 本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、18 歳に達した者

（入学の出願）

第 20 条　本学への入学を志願する者は、入学願書に所定の入学検定料及び別に定める書類を添えて指定の期間内に提出しなければならない。

（入学者の選考）

第 21 条　前条の入学志願者については、別に定めるところにより選考を行う。

（編入学）

第 22 条　第 3 条に基づく第 3 年次編入学者の選考は、特別選抜により教授会が行う。

2　前項に定めるものを除き、本学に編入学を志願する者があるときは、欠員がある場合に限り、教授会の意見を聞いて学長が決定する。

3　前 2 項により編入学することができる者は、次の一に該当する者とする。

(1) 短期大学又は高等専門学校を卒業した者

(2) 大学に 2 年以上在学し、62 単位以上を修得した者

(3) 修業年限が 2 年以上で、かつ、課程の修了に必要な総授業時数が 1,700 時間以上である専修学校の専門課程を修了した者（ただし、学校教育法第 90 条に規定する大学入学資格を有する者に限る。）

(4) 外国において、学校教育における 14 年以上の課程を修了した者

(5) 学校教育法施行規則附則第 7 条に定める従前の規定による高等学校若しくは専門学校又は教員養成諸学校等の課程を修了し、又は卒業した者

（学士入学）

第 22 条の 2　修業年限 4 年の大学を卒業した者若しくは学校教育法第 104 条第 4 項の規定により学士の学位を授与された者で、本学の第 3 年次に入学を志願する者があるときは、欠員がある場合に限り、教授会の意見を聞いて学長が決定する。

（再入学）

第 23 条　本学を願い出により中途退学した者又は除籍（学則第 36 条第 1 号の場合に限る。）された者が、再入学を願い出たときは、教授会の意見を聞いて学長が決定する。

2　再入学に関して必要な事項は、別に定める。

（入学手続及び入学許可）

第 24 条　前 4 条の選考の結果に基づき合格の通知を受けた者は、所定の期日までに所定の納入金を納付するとともに、本学所定の誓約書その他所定の書類を提出しなければならない。

2　学長は、前項の入学手続を完了した者に入学を許可する。

第 8 章　教育課程及び履修方法等

（教育課程の編成）

第 25 条　本学の教育目的を達成するため教育課程を体系的に編成する。

2　資格取得に関する事項は、別に定める。

3　教育課程及び履修方法については、この学則によるほか、東京家政学院大学教育課程及び履修方法に関する規程（以下「履修規程」という。）による。

（授業科目の区分）

第 26 条　授業科目は、専門科目、基礎科目及び資格科目に分ける。

2　授業科目及びその単位数その他必要な事項は、履修規程に定める。

（単位の修得）

第 27 条　学生は、前条の授業科目区分に従い、履修規程に定める単位を修得しなければならない。

（単位の計算方法）
第 28 条　各授業科目の単位数は、１単位の授業科目を 45 時間の学修を必要とする内容をもって構成し、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修を考慮し、次の基準により定める。
(1) 講義については、授業時間 15 時間をもって１単位とする。
(2) 演習については、授業時間 30 時間をもって１単位とする。ただし、別に定める授業科目については、15 時間をもって１単位とする。
(3) 実験、実習及び実技については、授業時間 45 時間をもって１単位とする。ただし、別に定める授業科目については、30 時間をもって１単位とする。
２　一の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち二以上の方法の併用により行う場合については、その組み合わせに応じ、前項各号に規定する基準により算定した時間の授業をもって１単位とする。
（各授業科目の授業期間）
第 29 条　各授業科目の授業は、原則として各学期 15 週にわたる期間を単位として行う。
（試験）
第 30 条　試験は、各学期の終わりに行われる定期試験及び追試験・再試験を原則とする。
２　各授業科目とも学則に定める授業時間の３分の２に達しない者は、試験を受けることができない。
３　試験の方法は、筆記試験のほか実験、実習、実技、制作、論文等の審査及び日常の学修状況等によって行う。
４　試験の成績評価及び表記については、別に定める。

第 9 章　休学、退学、転入学、留学及び除籍

（休学）
第 31 条　疾病その他の理由により引き続き２月以上修学することができない者は、学長の許可を得て、休学することができる。
２　疾病のため修学することが適当でないと認められた者に対しては、学長は休学を命ずることができる。
（休学期間）
第 32 条　休学の期間は、引き続き１年を超えることはできない。ただし、特別の理由がある場合は、１年を限度として、休学期間の延長を認めることができる。
２　休学の期間は、通算して２年を超えることができない。
３　休学の期間は、第 17 条に規定する在学年数に算入しない。
４　休学の理由が消滅し、復学しようとする者は、願い出て学長の許可を受けなければならない。
（退学）
第 33 条　本学を退学しようとする者は、願い出て学長の許可を受けなければならない。
（転入学）
第 34 条　他の大学への入学又は転入学を志願しようとする者は、願い出て学長の許可を受けなければならない。
（留学）
第 35 条　学長は、教育上有益と認めるときは、別に定めるところにより学生が外国の大学又は短期大学（以下「大学等」という。）に留学することを認めることができる。
２　前項の規定により留学した期間は、第 16 条の修業年限に算入することができる。
（除籍）
第 36 条　次の各号の一に該当する者は、教授会の審議を経て、学長が除籍する。
(1) 授業料、施設設備資金及び実習料を滞納し、督促を受けても納付しない者
(2) 第 17 条に定める在学年限を超えた者
(3) 第 32 条第２項に定める休学期間を超えなお修学できない者
(4) 長期間にわたり行方不明の者

第 10 章　課程の修了、卒業及び学位

（単位の授与）
第 37 条　授業科目を履修し、試験に合格した者には、所定の単位を与える。
（他の大学又は短期大学における授業の履修等に対する単位の授与）
第 38 条　学長は、教育上有益と認めるときは、他大学又は短期大学（以下「他大学等」という。）との協議に基づき、学生に当該他大学等の授業科目を履修させることができる。
２　前項の規定により修得した単位については、教授会の議に基づき、60 単位を超えない範囲で本学において修得したものとみなすことができる。
３　前項の規定は第 35 条の規定により、外国の大学等に留学する場合に準用する。
（大学以外の教育施設等における学修に対する単位の授与）
第 39 条　学長は、教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、本学での履修とみなし、本学の定めるところにより単位を与えることができる。
２　前項の規定により与えることのできる単位については、教授会の議に基づき、前条第２項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて 60 単位を超えないものとする。

（入学前の既修得単位等の認定）
第 40 条　学長は、教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位を、本学に入学した後の本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。
２　前項により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、編入学、再入学の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、合わせて 60 単位を超えないものとする。
３　前２項の単位の認定方法に関する必要な事項は、別に定める。
（課程の修了）
第 41 条　４年以上在学し、所定の授業科目及び単位数を修得した者については、教授会の審議を経て学部長が課程の修了を認定する。
（卒業の認定）
第 42 条　前条の規定により課程を修了した者については、学長が卒業を認定する。
（早期卒業）
第 42 条の２　３年以上在学し、卒業の要件として定める単位を優秀な成績をもって修得したと認められる者については、第 16 条、第 41 条及び第 42 条の規定にかかわらず、教授会の審議を経て、学部長が課程の修了を認定し、学長が卒業を認定することができる。
２　前項の早期卒業に関する事項は、別に定める。
（卒業の延期）
第 42 条の３　第 42 条の特例として、第 41 条の要件を満たした者であっても、在学期間の延長を希望する者については、願い出により、学長は卒業の認定を延期することができる。
２　前項の卒業延期に関する事項は、別に定める。
（学位）
第 43 条　学長は、本学を卒業した者に対し、次の学位を授与する。

現代生活学部	現代家政学科	学士（家政学）
	生活デザイン学科	学士（家政学）
	食物学科	学士（家政学）
	児童学科	学士（児童学）
人間栄養学部	人間栄養学科	学士（栄養学）

２　学位に関する必要な事項は、別に定める。

第 11 章　入学検定料、入学金、授業料、施設設備資金及び実習料等

（納入金の額）
第 44 条　本学の入学検定料、入学金、授業料、施設設備資金及び実習料は、別表第２のとおりとする。
２　家計状況又は家計状況の急変による経済的理由により修学困難である者（次項の規定により授業料及び施設設備資金の一部を減免された私費外国人留学生を除く。）には、授業料及び施設設備資金について、別に定めるところにより、その一部を減免することができる。
３　私費外国人留学生には、入学金、授業料及び施設設備資金について、別に定めるところにより、その一部を減免する。
４　学校法人東京家政学院が設置する大学、短期大学及び高等学校を卒業して入学する者については、入学金を半額とする。
５　学校法人東京家政学院の設置する学校に在学している学生及び生徒の姉妹兄弟が、本学に入学する場合の入学金は、別に定めるところにより、その半額を減免する。
６　児童養護施設等に在籍する者については、別に定めるところにより、入学金を免除し、授業料及び施設設備資金の半額を減免する。
（入学時納入金の納入期日）
第 45 条　入学を許可された者は、指定した期間内に所定の納入金を納めなければならない。
（授業料の納入期日）
第 46 条　授業料、施設設備資金及び実習料（以下この章において「授業料等」という。）は、次の期日までに納入しなければならない。ただし、納入期日が、国民の祝日、日曜日、その他の休日に当たるときは、その翌日とする。
　前期分　4 月 15 日
　後期分　9 月 21 日
（既納の納入金の返戻）
第 47 条　既納の入学検定料、入学金及び授業料等は、原則として返戻しない。
（授業料等未納者の受験）
第 48 条　授業料等を納入しない者は、試験を受けることができない。
（退学等の場合の授業料等）
第 49 条　学期の途中で退学、転学した者又は除籍（第 36 条第１号による場合を除く。）された者についても、その期の授業料等は、徴収する。
２　停学期間中の授業料等は、徴収する。

（休学期間中の授業料等）
第 50 条　休学を許可された者は、休学期間中の授業料及び施設設備資金を免除し、別に定めるところにより休学在籍料を納めなければならない。

第 12 章　研究生、科目等履修生、特別聴講学生及び外国人留学生

（研究生）
第 51 条　学長は、本学において、特定の専門事項について研究することを志願する者があるときは、本学の教育研究に支障がない場合に限り教授会において選考の上、研究生として入学を許可することがある。
２　研究生に関して必要な事項は、別に定める。
（科目等履修生）
第 52 条　学長は、本学において、特定の授業科目を履修することを志願する者があるときは、本学の教育に支障がない場合に限り教授会において選考の上、科目等履修生として入学を許可することがある。
２　科目等履修生に関して必要な事項は、別に定める。
（特別聴講学生）
第 53 条　他大学等の学生で本学において、特定の授業科目を履修することを志願する者があるときは、当該他大学との協議に基づき、特別聴講学生として入学を許可することがある。
２　特別聴講学生に関して必要な事項は、別に定める。
（外国人留学生）
第 54 条　学長は、在留資格「留学」を有する者もしくは入学時までに在留資格「留学」を取得見込みの者が本学に入学を志願する場合は、教授会において選考の上、入学を許可することがある。なお、入学後は、在留資格「留学」を有する者を「外国人留学生」とする。
２　前項の外国人留学生に対しては、第 26 条第２項に掲げるもののほか日本語科目及び日本事情に関する科目を置くことができる。
３　前２項に定めるもののほか外国人留学生に関して必要な事項は、別に定める。
（研究生、科目等履修生、特別聴講学生及び外国人留学生への本学則の準用）
第 55 条　研究生、科目等履修生、特別聴講学生及び外国人留学生については、別に定めるもののほか本学則を準用する。

第 13 章　賞　罰

（表彰）
第 56 条　学業、人物ともに優れた者があるときは、学長は、教授会の審議を経て、これを表彰する。
（懲戒）
第 57 条　本学の諸規則に違反する等、学生の本分にもとる者があるときは、学長は、教授会の審議を経て、これを懲戒する。
２　懲戒は、訓告、停学及び退学とする。
３　退学は、次の各号の一に該当する者に対して行う。
(1) 性行不良で改善の見込がないと認められる者
(2) 正当の理由がなくて出席常でない者
(3) 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者

第 14 章　公開講座及び各種講習会等

（公開講座）
第 58 条　本学の教育研究活動の成果を広く地域社会に公開し、社会人の教養を高め、文化の向上に資するため、本学に公開講座を開設することができる。
２　公開講座に関し必要な事項は、別に定める。
（各種講習会等）
第 59 条　本学は、成人教育その他の教育研究活動のため、講習会等を開設することができる。
２　講習会等に関し必要な事項は、別に定める。

附　則

１　この学則は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。
２　家政学部家政学科家政学専攻の平成 12 年度から平成 15 年度までの入学定員は、第３条の規定にかかわらず、次のとおりとする。

学　部	学　科	専　攻	12年度	13年度	14年度	15年度
家政学部	家政学科	家政学専攻	126名	122名	118名	114名

３　家政学部家政学科家政学専攻の平成 12 年度から平成 18 年度までの収容定員は、第３条の規定にかかわらず、次のとおりとする。

学　部	学　科	専　攻	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度
家政学部	家政学科	家政学専攻	516名	508名	496名	480名	464名	452名	444名

附　則

1　この学則は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。
2　第 44 条に規定する施設設備資金及び同条ただし書きの規定については、平成 13 年度から入学する者に適用する。

附　則

この学則は、平成 13 年 4 月 12 日から施行し、平成 13 年 4 月 1 日から適用する。

附　則

この学則は、平成 13 年 7 月 5 日から施行する。

附　則

この学則は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

この学則は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

この学則は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。ただし、平成 16 年 3 月 31 日に在籍する者及び平成 16 年度人文学部人間福祉学科介護福祉専攻に入学する者については、改正後の第 26 条第 1 項の規定にかかわらず、なお、従前の例による。

附　則

1　この学則は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。ただし、人文学部文化情報学科文化情報専攻及び比較文化専攻は、改正後の学則第 3 条に掲げる表の規定にかかわらず、平成 17 年 3 月 31 日に当該学科、専攻に在学する者が当該学科、専攻に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。
2　改正後の学則第 3 条に掲げる表の第 3 年次編入学定員のうち人文学部文化情報学科は、同条の規定にかかわらず、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。
3　改正後の学則第 3 条に掲げる表の収容定員は、同条の規定にかかわらず、平成 17 年度から平成 19 年度までは、次表のとおりとする。

学　　部	学　　科	専　　攻	17年度	18年度	19年度
家政学部	家政学科	家政学専攻	462名	464名	460名
		管理栄養士専攻	200名	200名	200名
	児童学科		50名	100名	150名
	住居学科		385名	410名	430名
人文学部	日本文化学科		445名	410名	370名
	工芸文化学科		305名	290名	270名
	人間福祉学科	社会福祉専攻	190名	210名	230名
		介護福祉専攻	120名	120名	120名
	文化情報学科	文化情報専攻	260名	180名	90名
		比較文化専攻	160名	110名	55名
	文化情報学科		80名	160名	250名
計			2,657名	2,654名	2,625名

4　第 44 条の規定に基づく別表第 1 に定める入学検定料、入学金、授業料、施設設備資金、実習料は、平成 17 年度から入学する者に適用する。

附　則

この学則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 42 条の 2 の規定は、平成 18 年度から入学する者に適用する。

附　則

この学則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

この学則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 44 条の 4 の規定は、平成 21 年度から入学する者に適用する。

附　則

1　この学則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。ただし、家政学部家政学科家政学専攻、管理栄養士専攻、人文学部人間福祉学科社会福祉専攻及び介護福祉専攻は、改正後の学則第 3 条に掲げる表の規定にかかわらず、平成 21 年 3 月 31 日に当該学科、専攻に在学する者が当該学科、専攻に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。
2　改正後の学則第 3 条に掲げる表の第 3 年次編入学定員のうち家政学部現代家政学科及び人文学部人間福祉学科は、同条の規定にかかわらず、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

なお、家政学部家政学科家政学専攻及び人文学部人間福祉学科社会福祉専攻の第 3 年次編入学に係る学生募集は、平成 23 年度から停止する。

3　改正後の学則第 3 条に掲げる表の収容定員は、同条の規定にかかわらず、平成 21 年度から平成 23 年度までは、次表のとおりとする。

学　　部	学　　科	専　　攻	21年度	22年度	23年度
家政学部	家政学科	家政学専攻	350名	240名	120名
		管理栄養士専攻	150名	100名	50名
	現代家政学科		110名	220名	340名
	健康栄養学科		105名	210名	315名
	児童学科		230名	260名	290名
	住居学科		420名	390名	360名
人文学部	日本文化学科		300名	270名	240名
	工芸文化学科		240名	230名	220名
	人間福祉学科	社会福祉専攻	190名	130名	65名
		介護福祉専攻	90名	60名	30名
	人間福祉学科		90名	180名	275名
	文化情報学科		310名	280名	250名
計			2,585名	2,570名	2,555名

4　第44条の規定に基づく別表第2に定める入学検定料、入学金、授業料、施設設備資金、実習料は、平成21年度から入学する者に適用する。ただし、平成21年3月31日に在学する者については、なお、従前の例による。

5　第40条の2の規定については、平成21年3月31日に人間福祉学科介護福祉専攻に在学する者が、当該学科、専攻に在学しなくなったときに廃止する。

附　則

この学則は、平成21年7月17日から施行する。

附　則

この学則は、平成22年2月19日から施行する。

附　則

1　この学則は、平成22年4月1日から施行する。ただし、家政学部現代家政学科、健康栄養学科、児童学科、住居学科、人文学部日本文化学科、工芸文化学科、人間福祉学科及び文化情報学科は、改正後の学則第3条に掲げる表の規定にかかわらず、平成22年3月31日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。

2　改正後の学則第3条に掲げる表の第3年次編入学定員のうち現代生活学部現代家政学科、生活デザイン学科、児童学科及び人間福祉学科は、同条の規定にかかわらず、平成24年4月1日から施行する。

なお、家政学部現代家政学科、住居学科、人文学部日本文化学科、工芸文化学科、人間福祉学科及び文化情報学科の第3年次編入学に係る学生募集は、平成24年度から停止する。

3　改正後の学則第3条に掲げる表の収容定員は、同条の規定にかかわらず、平成22年度から平成24年度までは、次表のとおりとする。

学　　部	学　　科	専　　攻	22年度	23年度	24年度
家政学部	家政学科	家政学専攻	240名	120名	0名
		管理栄養士専攻	100名	50名	0名
	現代家政学科		110名	120名	120名
	健康栄養学科		105名	105名	105名
	児童学科		180名	130名	80名
	住居学科		310名	200名	85名
人文学部	日本文化学科		220名	140名	55名
	工芸文化学科		180名	120名	55名
	人間福祉学科	社会福祉専攻	130名	65名	0名
		介護福祉専攻	60名	30名	0名
	人間福祉学科		90名	95名	95名
	文化情報学科		230名	150名	60名
現代生活学部	現代家政学科		120名	240名	370名
	健康栄養学科		105名	210名	315名
	生活デザイン学科		120名	240名	370名
	児童学科		80名	160名	245名
	人間福祉学科		80名	160名	245名
計			2,460名	2,335名	2,200名

附　則

この学則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

この学則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

この学則は、平成 24 年 9 月 25 日から施行する。ただし、第 44 条第 6 項の規定は、平成 25 年度から入学する者に適用する。

附　則

1　この学則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

2　改正後の学則第 3 条に掲げる表の収容定員のうち現代生活学部現代家政学科、児童学科及び人間福祉学科は、同条の規定にかかわらず、平成 25 年度から平成 27 年度までは、次表のとおりとする。

学　　部	学　　科	25年度	26年度	27年度
現代生活学部	現代家政学科	510名	520名	530名
	児童学科	340名	350名	360名
	人間福祉学科	310名	290名	270名

附　則

この学則は、平成 25 年 7 月 23 日から施行する。ただし、第 43 条の規定は、平成 22 年度入学者から適用する。

附　則

この学則は、平成 25 年 10 月 29 日から施行する。ただし、第 54 条の規定は、平成 22 年度入学者から適用する。

附　則

この学則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

この学則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

この学則は、平成 27 年 10 月 27 日から施行し、平成 27 年 4 月 1 日から適用する。

附　則

この学則は、平成 28 年 7 月 26 日から施行する。ただし、第 1 条第 2 項別表第 1 に掲げる表の規定は、現代家政学科、生活デザイン学科、児童学科については、平成 26 年度入学者から、人間福祉学科については、平成 28 年度入学者から適用する。

附　則

1　この学則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

2　改正後の学則第 3 条に掲げる表の規定にかかわらず、現代生活学部健康栄養学科、人間福祉学科は、施行日の前日において当該学科に在籍する者が当該学科に在籍しなくなる日までの間、存続するものとする。

3　改正後の学則第 3 条に掲げる表の第 3 年次編入学定員のうち現代生活学部現代家政学科の規定は、平成 32 年 4 月 1 日から適用する。

4　改正後の学則第 3 条に掲げる表の収容定員は、同条の規定にかかわらず、平成 30 年度から平成 32 年度までは、次表のとおりとする。

学　　部	学　　科	30年度	31年度	32年度
現代生活学部	現代家政学科	540名	540名	535名
	健康栄養学科	315名	210名	105名
	生活デザイン学科	460名	420名	380名
	食物学科	70名	140名	210名
	人間福祉学科	185名	120名	60名
人間栄養学部	人間栄養学科	140名	280名	420名

5　改正後の学則第 44 条の規定に基づく別表第 2 に定める入学検定料、入学金、授業料、施設設備資金及び実習料は、この学則の施行日以後に第 1 年次に入学する者から適用する。ただし、平成 30 年度及び平成 31 年度に編入学・再入学する者については、なお従前の例による。

6　改正後の学則第 44 条第 3 項の規定は、この学則の施行日以後に第 1 年次に入学する者から適用する。ただし、平成 30 年度及び平成 31 年度に編入学・再入学する者については、なお従前の例による。

別表第１（第１条第２項関係）

現代生活学部	
現代生活学部は、知、徳、技のバランスを重視する建学の精神に基づき、生活者の視点から、家政（衣、食、住、家族、消費）、教育（初等教育、幼児教育、保育）、福祉を中心的な分野として教育・研究を行い、個人・家庭・地域の暮らしはもとより、地球規模の問題解決にまで貢献できる人材を育成し、社会に送り出すことを目的とする。	
現代家政学科	現代家政学科は、「総合家政」「食生活」「ハウジング」「ファッション」の4領域において、家族、消費者、社会、企業、環境、衣、食、住に関わる家政学の専門的な知識・技術を関連付けて習得させ、他者と協働し、生活者の視点から現代社会の諸課題を解決する教養と統合力のある人材を育成する。
生活デザイン学科	生活デザイン学科は、生活の基本である「衣」「住」とそれを支える「コミュニケーション・情報」「地域・園芸・ビジネス」の 4 つの領域を設け、人間を包む生活環境の諸問題を、生活者の視点でとらえ、自らの目と手で確かめ、グローバル化、情報化に対応した、人や自然に優しい生活を自らデザインし、実践的に解決できる専門性と総合性、そしてビジネスに生かせる社会性を併せ持つ人材を育成する。
食物学科	食物学科は、「食生活と栄養・健康」「教育・栄養教育」「食品の衛生・安全」「フードビジネスと企画開発」などの分野において教育・研究を行い、これら専門的知識・技能と使命感を以って、広く社会に貢献できる人材を育成する。
児童学科	児童学科は、児童学を構成する6領域（「子どもの保育」「子どもの教育」「子どもの福祉」「子どもの健康」「子どもの心理」「子どもの文化」）を総合的に学ぶ中で、子どもや子どもを取り巻く環境・文化・社会の現状を幅広い視野から理解し、未来を担う子どもたちの幸せと健全で豊かな発達のために貢献できる人材を育成する。
人間栄養学部	
人間栄養学部は、知、徳、技のバランスを重視する建学の精神に基づき、「人々の生活の質（quality of life）を豊かにするために、人間、食物、そして地域・環境の相互関係から『人間の栄養』を学際的な視野で包括的に探究し、乳幼児から高齢者にいたるさまざまな人々の望ましい栄養・食生活が創造できる科学的素養を備えた人材を育成し、社会に送り出すことを目的とする。	
人間栄養学科	人間栄養学科は、個々人の身体面の栄養状況や食物・食品に含まれる栄養素に関する学問を発展させ、組織・集団・地域等の社会環境に及ぶ総合的な視点の下で人間の栄養状態を改善する「人間栄養学(Human Nutrition)」に立脚した研究・教育を行い、社会貢献ができる管理栄養士を育成する。

別表第２（第 44 条関係）

学部等／項目	現代生活学部				人間栄養学部
	現代家政学科	生活デザイン学科	食物学科	児童学科	人間栄養学科
入学検定料	3 万円				3 万円
入学金	25 万円				25 万円
授業料（年額）	77 万円				79 万円
施設設備資金（年額）	31 万円				35 万円

注記

実習料については、別に定めるところにより、納入するものとする。

東京家政学院大学学位規程

（趣旨）

第１条　この規程は、学位規則（昭和 28 年文部省令第 9 号）第 13 条に基づき、東京家政学院大学（以下「本学」という。）が授与する学位について、東京家政学院大学学則第 43 条第 2 項及び東京家政学院大学大学院学則第 13 条第 2 項に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（学位）

第２条　本学において授与する学位は、学士及び修士とする。

（学位授与の要件）

第３条　本学の学部を卒業した者に、学士の学位を授与する。

２　本学大学院の修士課程を修了した者に、修士の学位を授与する。

（学位論文の提出）

第４条　学位論文（特定の課題についての研究の成果を含む。以下、同じ。）は、本学大学院研究科が指定する期日までに学長に提出するものとする。

2　提出する学位論文は、主論文一編とする。ただし、参考として他の補助論文を添付することができる。

3　学位論文を審査するため必要があるときは、参考資料を提出させることができる。

（学位論文の審査付託）

第５条　学長は、学位論文を受理したときは、本学大学院人間生活学研究科会議（以下「研究科会議」という。）に審査を付託する。

（審査委員会）

第６条　研究科会議は、学位論文の審査及び最終試験又は学力の確認を行うため、審査委員会を設ける。

2　審査委員会は、3 名以上の研究科の教員をもって構成する。

（学位の授与に係る審査への協力）

第７条　学位の授与に係る審査に当たっては、他の大学院又は研究所等の教員等を審査委員として加えることができる。

（学位論文の審査及び最終試験）

第８条　審査委員会は、学位論文の審査及び最終試験を行う。

2　最終試験は、学位論文の審査が終わった後に行うものとする。

（審査期間）

第９条　審査委員会は、修士の学位については、在学期間中に学位論文の審査及び最終試験を終了しなければならない。

（審査委員会の報告）

第 10 条　審査委員会は、学位論文の審査及び最終試験を終了したときは、学位論文審査及び最終試験の結果の要旨に、学位授与の可否の意見を添え、研究科会議に報告しなければならない。

（研究科会議の審議）

第 11 条　研究科会議は、前条の報告に基づいて審議し、学位を授与すべきか否かを議決する。

2　前項の議決は、研究科会議構成員（海外渡航中又は休職中の者は除く。）の 3 分の 2 以上が出席し、かつ、出席者の 3 分の 2 以上の同意を得なければならない。

（研究科長の報告）

第 12 条　研究科長は、研究科会議が前条の議決をしたときは、学位論文の審査要旨及び最終試験の成績又は学力の確認の結果を学長に報告しなければならない。

（学部長の報告）

第 13 条　学部長は、当該学部教授会の議に基づき、卒業認定及び学位の授与について、学長に報告しなければならない。

（学位の授与）

第 14 条　学長は、前条の規定による報告に基づいて卒業の認定をした者に対し、学士の学位の授与を決定し、所定の学位記を授与する。

２　学長は、第 12 条に規定する報告に基づいて修士の学位の授与を決定し、所定の学位記を授与する。

（学位の専攻分野の名称）

第 15 条　学位を授与するに当たっては、次のとおり専攻分野の名称を付記するものとする。

Ⅰ　学部

学　部	学　　科	学位（専攻分野の名称）
現代生活学部	現代家政学科	学士（家政学）
	生活デザイン学科	学士（家政学）
	食物学科	学士（家政学）
	児童学科	学士（児童学）
人間栄養学部	人間栄養学科	学士（栄養学）

Ⅱ　大学院

研究科	専　　攻	学位（専攻分野の名称）
人間生活学研究科	家政学専攻	修士（家政学）
	栄養学専攻	修士（栄養学）

（学位の名称の使用）
第 16 条　学位を授与された者が、学位の名称を用いるときは、「東京家政学院大学」と付記するものとする。
（学位授与の取消）
第 17 条　修士の学位を授与された者が、その名誉を汚す行為があったとき、又は不正の方法により学位の授与を受けた事実が判明したときは、学長は、研究科会議の議を経て、学位の授与を取消し、学位記を返還させ、かつ、その旨を公表するものとする。
２　前項の議決については、第 11 条第２項を適用する。
（学位記の様式）
第 18 条　学位記の様式は、別表のとおりとする。
（雑則）
第 19 条　この規程に定めるもののほか、学位に関し必要な事項は、当該教授会又は研究科会議において審議し、学長が決定する。

附　則
この規則は、平成 7 年 4 月 1 日から施行する。
附　則
この規則は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。
附　則
この規則は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。
附　則
この規則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。
附　則
この規則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。
附　則
この規則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。
附　則
この規則は、平成 25 年 7 月 23 日から施行する。ただし、第 15 条の規定は、平成 22 年度入学者から適用する。
附　則
この東京家政学院大学学位規則は、東京家政学院大学学位規程に改正し、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。
附　則
この規程は、平成 28 年 1 月 21 日から施行し、平成 27 年 4 月 1 日から適用する。
附　則
この規程は、平成 28 年 10 月 20 日から施行し、平成 28 年 4 月 1 日から適用する。
附　則
1　この学則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。
2　平成 30 年 3 月 31 日に本学に在学するものについては、なお従前の例による。
3　改正後の第 15 条に掲げる表の第 3 年次編入学者については、同条の規定にかかわらず、平成 32 年 4 月 1 日から適用する。
附　則
1　この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。
2　令和 2 年 3 月 31 日に本学大学院に在学する者については、なお従前の例による。

別表（第 18 条関係）

様式第1号（修士課程修了者）

修 第　号

学　位　記

大学印

本 籍（都道府県名）
氏 名
年　　月　　日生

本学大学院　　研究科　　専攻の修士課程において所定の単位を修得し学位論文の審査及び最終試験に合格したので修士（　　）の学位を授与する

年　　月　　日
東京家政学院大学大学院人間生活学研究科長　　氏　名　印
東　京　家　政　学　院　大　学　長　　氏　名　印

様式第2号（学部卒業者）

現家 第　号
現生 第　号
現食 第　号
現児 第　号
人人 第　号

学　位　記

大学印

本 籍（都道府県名）
氏 名
年　　月　　日生

本学　　学部　　学科所定の課程を修め本学を卒業したので学士（　　）の学位を授与する

年　　月　　日
東 京 家 政 学 院 大 学　　学 部 長　　氏　名　印
東　京　家　政　学　院　大　学　長　　氏　名　印

授　業　科　目

人間生活学研究科　家政学専攻・栄養学専攻　授業科目

専攻	授業科目名	区分		担当教員
家政学専攻	家政学総合特論	分担		上村協子、山村明子、三宅紀子、原口秀昭、新開よしみ、西口守、佐藤広美
	生活経営学特論			上村　協子
	消費者教育特論			小野　由美子
	服飾文化特論			山村　明子
	環境文化特論			大橋　竜太
	食生活学特論	分担		三宅　紀子、竹中　真紀子
	食品機能学特論			黒田　久夫
	食品科学特論			山﨑　薫
	衣環境学特論			花田　朋美
	住環境計画特論	分担		小池　孝子、原口　秀昭
	建築構法特論			白井　篤
	住環境設計特論	分担		原口　秀昭、小池　孝子
	発達支援特論	分担		柳瀬　洋美、丹羽　さがの
	子ども学特論	分担		新開　よしみ、吉永　早苗
	高齢者福祉特論			西口　守
	地域福祉活動特論			嶋田　芳男
	教育学特論			河田　敦子
	教育実践特論			佐藤　広美
	教育心理学特論			木村　文香
	家政学特別研究演習１			全教員
	家政学特別研究演習２			全教員
	家政学特別研究演習３			全教員
	家政学特別研究演習４			全教員
栄養学専攻	栄養学総合特論	分担		全教員
	調理学特論			大富　あき子
	スポーツ栄養管理学特論			加藤　理津子
	食品学特論			林　一也
	食品機能学特論			海野　知紀
	臨床栄養学特論			金澤　良枝
	公衆栄養学特論			田中　弘之
	栄養教育特論			辻　雅子
	地域栄養教育特論			酒井　治子
	小児臨床栄養学特論			原　光彦
	病態生理学特論			斉藤　恵美子
	ヘルスプロモーション特論			松田　正己
	運動生態学特論			江川　賢一
	栄養管理学特論			吉野　知子
	食品・栄養英語文献抄読演習			全教員
	栄養学特別研究演習1			全教員
	栄養学特別研究演習2			全教員
	栄養学特別研究演習3			全教員
	栄養学特別研究演習4			全教員

大学院履修案内等

大 学 院 履 修 案 内

１．修了要件

大学院修士課程においては、２年以上在学し３０単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、当該修士課程の目的に応じ、修士論文又は特定の課題についての研究の成果（以下「修士作品」という。）の審査及び最終試験に合格しなければならない。ただし、在学期間に関しては、優れた業績をあげた者については、大学院に１年以上在学すれば足りるものとする。

２．履修方法

(1)授業科目の履修

ア．学生は、各人の志望する専門分野に応じて指定される研究指導教員の指導のもとに、授業科目を選定し、履修するものとする。【大学院研究科履修規程の別表参照】

学生は、在籍する専攻の必修科目 10 単位及び選択科目 20 単位以上を修得するものとする。教育上有益と認められるときは、他専攻の授業科目を履修することができる。修得した他専攻の授業科目の単位は、6 単位を超えない範囲で在籍する専攻において修得したものとみなすことができる。

イ．家政学総合特論・栄養学総合特論

・家政学専攻の学生は、必修２単位の「家政学総合特論」を履修する。

・栄養学専攻の学生は、必修２単位の「栄養学総合特論」を履修する。

家政学総合特論・栄養学総合特論は、家政学・栄養学の学際性・多様性に触れる目的で、１年次前期に開講する。この科目は複数の専任教員が担当するオムニバス形式によって実施される。

ウ．家政学特別研究演習・栄養学特別研究演習

・家政学専攻の学生は、必修８単位の「家政学特別研究演習１～４」を履修する。

・栄養学専攻の学生は、必修８単位の「栄養学特別研究演習１～４」を履修する。

家政学特別研究演習・栄養学特別研究演習は、専門分野における研究活動を修士論文又は修士作品としてまとめていくための演習科目として、１年次及び２年次を通じて開講する。

研究指導教員による研究指導を通じて、専門分野における課題を見出し、その課題解決に向けて、文献調査、野外調査、実験、設計制作等、修士論文又は修士作品の作成に至る一連の研究活動を遂行する能力を養う。

また、その成果を発表することによって、当該専門分野における研究の発展に寄与することを目標とする。

(2) 授業

授業は、1 年間を 2 期（前期・後期）に分け、各学期 15 週で行われる。

本学の授業時間は、次のとおりである。

時　限	１時限	２時限	３時限	４時限	５時限	６時限
町 田	9:00～10:30	10:40～12:10	13:00～14:30	14:40～16:10	16:20～17:50	－
千代田三番町	9:00～10:30	10:40～12:10	13:00～14:30	14:40～16:10	16:20～17:50	18:00～19:30

(3) 単位

各授業科目の単位数は、1 単位の授業科目を 45 時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により計算するものとする。

講義については、授業時間 1 時間をもって 1 単位とする。

演習については、授業時間 2 時間をもって 1 単位とする。

３．研究指導教員

各人の研究主題に基づき、複数の研究指導教員が定められる。研究指導教員は、各人の研究主題に対する研究指導、履修科目の選択に当たっての指導及び相談に当たる。

４．履修登録

学生は、学年始めにその学年において履修するすべての授業科目を「履修登録票」に記入し、指定された期間に大学事務局へ届け出なければならない。

履修登録上の注意事項

(1)　手続きは、必ず主たる研究指導教員の承諾を得て行うこと。

(2)　前期開講授業科目及び後期開講授業科目とも、すべて学年始めに履修登録すること。

(3)　履修登録した授業科目でなければ、試験を受けることができない。

(4)　試験を受けなかった授業科目、又は不合格になった授業科目を再度履修(再履修)する場合は、次年度に改めて履修登録すること。

(5)　履修登録した授業科目の変更、追加、取消しは、原則として許可しないので、履修登録の際は、慎重に計画をたてること。

(6)　履修登録後、所定の日時に「履修登録確認表」を交付するので誤りのある場合には、所定の日時に大学事務局へ申し出ること。

(7)　手続きに当たっては、随時、大学事務局掲示板に掲示するので、注意すること。

５．試験

(1) 定期試験

ア．試験は、履修終了時の期末に行う。

イ．試験は、原則として授業の実施時間帯で行うので、試験の時間割は発表（掲示）しない。

(2) 試験の方法

ア．試験は、筆記、口述、論文、レポート等により行う。

イ．レポート等の提出の場合は、提出期日を厳守すること。

(3) 受験資格

ア．履修登録をした者

イ．出席時間数が当該授業科目の総授業時間数の３分の２以上の者

ウ．授業料等完納者

(4) 追試験及び再試験

大学院にあっては、追試験及び再試験は行わない。

６．成績評価

成績評価は、次のとおりとし、不合格者は単位修得にならない。

表　記	得　点	合　否
優	80 点以上	合　格
良	70 点～79 点	
可	60 点～69 点	
不可	59 点以下	不合格

成績の発表は、成績通知書の交付によって行う。交付の時期等については、別途掲示する。

交通機関が不通になった場合等の授業の取扱い

交通機関がストライキ・台風・雪害・地震等により不通となるか又は不通となることが予想され、授業を実施するのに支障があると判断される場合は、授業を臨時休講とする。原則として、各時限の授業開始の２時間前までに、学内掲示及び「K.net」で通知する。

※　対象となる交通機関及び路線
・首都圏の JR 各線及び私鉄の各線
・京王バス（めじろ台駅⇔東京家政学院）及び神奈川中央交通バス（相原駅⇔東京家政学院）

大学から学生へのスピーディな情報伝達サービス「K.net」

「K.net」は、携帯電話・スマートフォン等を利用して、大学から発信される情報を確認できる登録不要のサービスで、URL（http://wjwj.net/knet）を直接入力し、ID・パスワード（ID : knet・PW : knet）を入力するだけで、休講情報、緊急連絡をリアルタイムで閲覧することができる。

なお、休講情報等はあくまでも掲示板に掲示されている内容を第一優先とし、このサービスはその補助を行う手段であることを承知しておくこと。

修士論文又は修士作品の提出に関する手続き等

1．学生は、第１年次の所定期日までに、修士論文又は修士作品（以下「論文又は作品」という。）の主題とその研究内容の概要を記載した『修士論文又は修士作品題目届』を、あらかじめ主たる研究指導教員（以下「主指導教員」という。）の承認を受けた後、大学事務局を経て研究科長に提出しなければならない。
2．論文又は作品題目届を提出した後、これを変更しようとするときは、主指導教員の承認を受けた後、所定の期日までに『修士論文又は修士作品題目変更届』を、大学事務局を経て研究科長に提出するものとする。
3．学生は、論文又は作品 正本１部、副本 2 部を作成し、所定の期日までに、大学事務局を経て学長に提出しなければならない。論文又は作品の提出期日については、大学院代議員会の定めるところによる。論文又は作品の提出にあたり、その形式等の要領については、別途指示する。
4．論文又は作品の提出について、指定された提出期限に遅れ、あるいは所定の手続きを行わないときは、研究科会議の議を経てこれを受理しないことがある。
5．修了予定年次学生で、論文又は作品の提出を延期しようとするときは、速やかに主指導教員の承認を受け、研究科長に届け出なければならない。
6．修士論文又は修士作品、梗概を提出するにあたり、主指導教員の承認を受け、『著作権許諾書』を提出するものとする。

修士論文又は修士作品の審査及び最終試験

1．修士論文又は修士作品（以下「論文又は作品」という。）の審査及び最終試験は、大学院代議員会が選出した審査委員会によって行われる。
2．審査委員会は、主査１名と副査２名以上をもって構成する。
3．修士論文は、論文提出者が主体的に取り組んだ研究の成果を表すものとして、次の基準を満たすものでなければならない。
(1)　研究の課題設定
論文の課題設定が明確にされており、学術的あるいは社会的な意義を有すると認められる。
(2)　先行研究の理解と提示
先行研究が適切に調査され、正確な読解や的確な評価が行われている。又、当該研究の位置づけが明確にされている。
(3)　研究方法の妥当性
研究目的に合致した適切な研究方法・手法が選択され、具体的に示されている。
(4)　論証方法や結論の妥当性
課題設定から結論に至る論旨が、実証的かつ論理的に展開されている。又、導き出された論旨・結論が、当該分野における独自の新規性を持った知見を提示している。
(5)　論文の形式・体裁
語句の使い方や文章表現が適切であり、学位論文としての体裁は整っている。又、資料や文献等の引用方法や引用範囲は適切である。
4．修士作品（作品に関する論文を含む）は、作品提出者が主体的に取り組んだ研究の成果を表すものとして、次の基準を満たすものでなければならない。
(1)　作品の課題設定
作品の課題設定が明確にされており、技術的、芸術的あるいは社会的な意義を有すると認められる。
(2)　先行作品・先行研究の理解と活用
作品制作に際して参考となる先行作品・先行研究が適切に調査され、的確な評価が行われている。又、当該作品の制作に適切に活用されている。

(3)　作品の制作方法と技術力

作品制作に際して妥当な方法が用いられている。また、制作段階においての技術的な課題は克服できている。

(4)　作品の表現と意義

制作作品は、課題設定に応える十分な表現となっている。又、当該分野において、新規性を持った技術的あるいは芸術的貢献、もしくは有用性のある社会的貢献となっている。

(5)　作品の形式・体裁

語句の使い方や文章表現が適切であり、作品としての体裁は整っている。又、資料や文献等の引用方法や引用範囲は適切である。

5．最終試験は、所定の単位を修得し、かつ論文又は作品の審査に合格した者について、論文又は作品及びこれに関連ある研究領域について、口述により行う。ただし、必要がある場合は、筆記試験を課すことがある。

6．最終試験は、学位を授与するに十分な水準にあるかを評価するものとして、次の基準を満たすものでなければならない。

(1)　研究の内容について説明することができる。

(2)　研究の内容に関する質問に適切に回答することができる。

(3)　当該研究分野に関する専門的な知識を有している。

(4)　関連する研究分野に関する基礎的な知識を有している。

7．論文又は作品及び最終試験の成績評価は、合格又は不合格の評語をもってこれを表す。

8．審査委員会は、論文又は作品審査及び最終試験を終了したときは、その結果に学位授与についての意見を付した審査報告書を研究科長に提出するものとする。

修士論文又は修士作品の提出に関する日程

１年	１．論文(作品)題目届の提出締切	２０２１年　１月２９日(金)
２年	１．論文(作品)題目変更届の提出締切 ２．論文(作品)の提出	２０２１年１０月２９日(金) ２０２１年１２月２０日(月)

（様式）

令和　　年度　大学院　人間生活学研究科

修士論文又は修士作品題目届

提出日　　年　　月　　日

専攻		学籍番号								氏名	
題目											
研究内容の概要											
研究指導教員										印	

東京家政学院大学大学院

修士論文又は修士作品の形式等について

修士論文又は修士作品の提出にあたり、その形式等については、以下の要領によること。

１．修士論文の形式について

(1)　修士論文について

①　修士論文は、マイクロソフトワード等の文書作成ソフトを用いること。

②　修士論文は、Ａ４判（Ａ３判を折り込んでもよい）とし、論文の頭初に別紙様式３（大学事務局より配付）による題記を付すこと。

③　修士論文の様式は、別紙様式４－１又は様式５－１（大学事務局より配付）によること。

④　本文中に写真（印画紙）・原画等を貼付する場合は、本文と同じ枠の範囲内に貼付すること。
又、本文以外の資料（グラフや図表などをまとめたもの等）を添付する場合も、製本して本学図書館に保管するので、本文と同様に周囲に余白をとること。

(2)　修士作品について

修士作品は、研究指導教員の指示に従い作製するものとし、修士作品に関する論文については、上記(1)の修士論文に準じて作成すること。

２．修士論文（又は作品）の提出について

(1)　修士論文の提出部数は、正本１部とし、さらに審査用論文として副本２部を提出すること。
但し、研究指導教員から審査用論文の提出部数の指示があった場合は、その指示による。

(2)　修士作品の提出部数は、研究指導教員の指示による。

(3)　修士論文（又は作品）の提出期限は、修了予定年次の 12 月 20 日 15 時までとする。但し、当日が土曜日又は祝日に当たる場合は、その前日とし、日曜日に当たる場合は、その前々日とする。

(4)　修士論文（又は作品）の提出場所は、大学事務局とする。

(5)　修士論文（又は作品）の提出方法は、研究指導教員の指示による。修士論文又は作品に関する論文の提出にあたっては、クリア・ファイル又はバインダーを使用し、表紙、背表紙に論文題目並びに氏名を記載すること。又、修士論文（又は作品）の審査に合格した後、速やかに製本をして再提出すること。（製本にかかる経費は、自費。）
なお、詳細については、大学事務局から指示する。（個人で製本を行う場合は、詳細を大学事務局で確認すること。）

３．「修士論文（又は作品）要旨」、「研究歴」及び「修士論文（又は作品）梗概」の提出等について

(1)　「修士論文（又は作品）要旨」及び「研究歴」について

①　「修士論文（又は作品）要旨」及び「研究歴」の要綱等は、修了予定年次の修士論文（又は作品）提出時に配付する。

②　「修士論文（又は作品）要旨」及び「研究歴」の提出枚数は、各１枚とする。

③　「修士論文（又は作品）要旨」及び「研究歴」の提出期限は、修了予定年次の１月 20 日までとする。但し、当日が土曜日又は祝日に当たる場合は、その前日とし、日曜日に当たる場合は、その前々日とする。

④　「修士論文（又は作品）要旨」及び「研究歴」の提出場所は、大学事務局とする。

⑤　「修士論文（又は作品）要旨」は、修士論文発表会の資料として出席者に配付するものとする。

(2)　「修士論文（又は作品）梗概」について

①　「修士論文（又は作品）梗概」の要綱等は、修了予定年次の修士論文（又は作品）提出時に配付する。

②　「修士論文（又は作品）梗概」の提出枚数は、４枚とする。

③　「修士論文（又は作品）梗概」の提出期限は、修了予定年次の２月末までとする。
但し、当日が土曜日又は祝日に当たる場合は、その前日とし、日曜日に当たる場合は、その前々日とする。

④　「修士論文（又は作品）梗概」の提出場所は、大学事務局とする。

⑤　「修士論文（又は作品）梗概」は、「東京家政学院大学紀要」等に記載するものとする。

専 修 免 許 状 に つ い て

本学大学院においては、専修免許状が取得できる。
専修免許状の種類、取得するための要件及び授業科目は、次のとおりである。

１．専修免許状の種類

○　中学校教諭専修免許状　（家庭）
○　高等学校教諭専修免許状　（家庭）
○　栄養教諭専修免許状

２．取得要件

○　本学大学院を修了すること。
○　「家庭」の専修免許状を取得する場合は、中学校教諭１種免許状（家庭）又は高等学校教諭１種免許状（家庭）を有していること。
○　「栄養教諭」の専修免許状を取得する場合は、管理栄養士免許証及び栄養教諭１種免許状を有していること。
○　指定された授業科目について、24 単位以上修得すること。

３．授業科目

○　（家庭）

教育職員免許法施行規則に定める科目区分等			左記に対応する授業科目			免許状取得に必要な最低修得単位数	備考
科目	科目区分	単位数	授業科目	単位数 必修	単位数 選択		
大学が独自に設定する科目	教科及び教科の指導法に関する科目	２４	生活経営学特論		2	24 単位以上	
			消費者教育特論		2		
			衣環境学特論		2		
			服飾文化特論		2		
			食生活学特論		2		
			食品機能学特論		2		
			食品科学特論		2		
			住環境計画特論		2		
			住環境設計特論		2		
			環境文化特論		2		
			建築構法特論		2		
			発達支援特論		2		
			子ども学特論		2		
			高齢者福祉特論		2		
			地域福祉活動特論		2		
	教育の基礎的理解に関する科目		教育学特論		2		
			教育心理学特論		2		
			教育実践特論		2		

○（栄養教諭）

教育職員免許法施行規則に定める科目区分等			左記に対応する授業科目			免許状取得に必要な最低修得単位数	備考
			授業科目	単位数			
科目	科目区分	単位数		必修	選択		
大学が独自に設定する科目	栄養に係る教育に関する科目	２４	栄養教育特論		2	24単位以上	
			地域栄養教育特論		2		
			ヘルスプロモーション特論		2		
			栄養管理学特論		2		
			食品・栄養英語文献抄読演習		1		
			小児臨床栄養学特論		2		
			病態生理学特論		2		
			食品機能学特論		2		
			調理学特論		2		
			スポーツ栄養管理学特論		2		
			食品学特論		2		
			運動生態学特論		2		
			臨床栄養学特論		2		
			公衆栄養学特論		2		
	教育の基礎的理解に関する科目		教育実践特論		2		
			教育心理学特論		2		

各種証明書の交付手続き等について

各種証明書の交付を受ける場合、次により手続きを行う。

(1)　証明書の申込み

「各種証明書申込書」に必要事項を記入の上、(2)の表に示された手数料分の証紙を設置してある自動証紙販売機で購入し、同申込書に貼付して、大学事務局窓口にて申し込むこと。

各種証明書申込書記入	→	自動証紙販売機で証紙購入	→	各種証明書に証紙貼付	→	申　　込（大学事務局）

9:00 から
平日 17:00
土曜 12:30　まで

所定様式外の証明書（本学以外の機関の定める様式）及び英文証明書の交付等については、事前に大学事務局窓口で確認すること。

証明書の受取りは、原則申込日の翌日に窓口にて学生証提示の上、交付する。

(2)　各種証明書等手数料

名　　称	手数料	名　　称	手数料
在 学 証 明 書	300 円	修 了 証 明 書	300 円
成 績 証 明 書	300 円	修了見込証明書	300 円
成績・履修証明書	300 円	退 学 証 明 書	300 円

※　英文による上記証明書の手数料は、３倍となります。

(3)　その他の諸手続き

種　別	期　日	摘　　要
欠 席 届	必要の生じたとき	３日以上欠席の時に提出、 １週間以上病欠の場合医師の診断書添付
休 学 届	〃	当該学期の休学の場合は授業料完納者のみ願出可、次学期休学の場合は授業料完納済みの学期中の願出に限る
復 学 届	〃	休学満了時の復学の場合
復 学 願	〃	休学途中時の復学の場合
退 学 願	〃	授業料完納者のみ願出可

大学院生共同研究室の利用について

１．大学院共同研究室は、大学院生が自主的学習や研究によって、知性を磨き豊かな感性を養い、専門分野における高度の研究能力を身につけるための研究の場である。

２．本学大学院生には、各キャンパスに大学院生共同研究室が用意されている。

３．大学院生共同研究室の開室時間は、次のとおりである。

月曜日～金曜日	８：００　～　２０：００
土曜日	８：００　～　１８：００

※　延長する場合は、研究指導教員の許可を得て管理センターへ届けること。

４．休室日

(1) 日曜日、国民の祝日及び創立記念日(5 月 21 日)
(2) 年末年始(12 月 26 日 ～ 翌年 1 月 5 日)
(3) 夏季休業中の土曜日及び構内施設点検期間
(4) その他、入試等によって入講禁止となる日

５．利用に当たっては、静粛、清潔、快適な研究環境に努めること。

学　内　諸　規　程

東京家政学院大学大学院研究生規程

（趣旨）

第 1 条　東京家政学院大学大学院において、特定の専門分野の研究を志望する研究生（以下「研究生」という。）の受け入れについては、この規程の定めるところによる。

（入学の時期）

第 2 条　研究生の入学の時期は、学年又は学期の始めとする。

（入学資格）

第 3 条　研究生の入学資格は、次のとおりとする。

一　修士の学位を有する者

二　研究科において修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認め、学長が認めた者

（入学の出願）

第 4 条　研究生として入学を志願する者は、あらかじめ研究課題を定め、研究指導を受けようとする教員の承諾を得て、出願書類に所定の入学検定料を添えて、所定の期日までに研究科長に願い出なければならない。

（入学の選考）

第 5 条　前条の入学志願者については、別に定めるところにより選考を行う。

（入学手続及び入学許可）

第 6 条　前条の選考結果に基づき合格通知を受けた者は、入学書類に所定の入学金及び授業料を添え所定の期日までに入学手続をしなければならない。

2　学長は、前項の手続を完了した者に入学を許可する。

（指導教員）

第 7 条　研究生の指導教員は、研究科会議の議を経て研究科長が学長に報告し、学長が決定する。

2　研究生は、指導教員の指導を受けて、研究に従事するものとする。

（研究期間）

第 8 条　研究生の研究期間は、入学を許可された年度内とする。ただし、その研究を更に継続しようとするときは、理由を付して研究科長に研究期間の延長を願い出なければならない。

2　研究科長は、研究科会議の議を経て学長に報告し、学長承認後、通算 2 年を限度として期間の延長を許可することができる。

（授業への出席）

第 9 条　指導教員において必要と認める場合は、授業担当教員の承認がある場合に限り学長に報告し、学長が研究生に対し、研究科の授業の出席を許可することができる。

（修了）

第 10 条　研究生は、その研究期間を終えたときは、研究概要を記載した研究報告書を指導教員を経て研究科長に提出しなければならない。

2　研究科長は、修了者に対し、希望により修了証明書を学長の承認後、交付することができる。

（退学）

第 11 条　研究期間の途中で退学しようとするものは、指導教員の承認を得て学長の許可を受けなければならない。

（検定料等の額）

第 12 条　研究生の検定料、入学金及び授業料は、東京家政学院大学研究生規程を準用する。

（他の規則の準用）

第 13 条　研究生については、この規程及び別に定めるもののほか、東京家政学院大学大学院学則及び東京家政学院大学研究生規程を準用する。

附　則

この規則は、平成 7 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

この規則は、平成 13 年 7 月 5 日から施行する。

附　則

この東京家政学院大学大学院研究生規則は、東京家政学院大学大学院研究生規程に改正し、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

この規程は、平成 28 年 1 月 21 日から施行し、平成 27 年 4 月 1 日から適用する。

東京家政学院大学科目等履修生規程

（趣旨）

第１条　東京家政学院大学学則（以下「学則」という。）第 52 条第２項に規定する科目等履修生については、この規程の定めるところによる。

（入学の時期）

第２条　科目等履修生の入学時期は、学年又は学期の始めとする。

（入学資格）

第３条　科目等履修生として入学することができる者は、次のいずれかに該当する者とする。

(1) 学則第 19 条に規定する大学入学資格を有する者

(2) 東京家政学院高等学校の生徒のうち、高等学校長の許可を受けた者

（科目等履修の範囲）

第４条　科目等履修生として履修できる授業科目は、学部学務部会で審議し、担当教員の同意を得たものとする。

（入学の出願）

第５条　科目等履修生として入学を志願する者は、指定の期間内に、次の書類を提出しなければならない。ただし、第３条第１項第２号に該当する者については、第２号から第５号までの書類を要しないものとする。

(1) 入学願書（本学所定の様式）　１通

(2) 履歴書（本学所定の様式）　１通

(3) 最終学校の卒業又は修了証明書及び成績証明書　各１通

(4) 在職中の者は、その所属長の承諾書　１通

(5) 日本以外の国籍を有する者は、上記各号の他に登録済証明書、日本留学試験又は日本語能力試験成績通知書及び在留資格認定証明書（写）　各１通

（入学の選考）

第６条　前条の入学志願者については、別に定めるところにより選考を行う。

（入学手続及び入学許可）

第７条　前条の選考結果に基づき合格通知を受けた者は、次の書類に所定の入学金を添えて、所定の期日までに入学手続をしなければならない。

(1) 誓約書（本学所定の様式）　１通

(2) 調査書（本学所定の様式）　１通

(3) 学籍カード（本学所定の様式）　１通

2　学長は、前項の手続を完了した者に入学を許可する。

（在学期間）

第８条　在学期間は、当該学期又は学年の終りまでとする。ただし、引き続き在学を希望する者については、願い出により在学期間の延長を許可することができる。

（履修単位数）

第９条　科目等履修生として履修できる科目の総単位数は 30 単位以内とする。

（科目等履修生の修了）

第 10 条　科目等履修生修了者には、願い出により科目等履修生修了証明書を交付する。

（単位認定）

第 11 条　履修した科目のうち、単位の修得を必要とする場合は、願い出て試験を受けることができる。

2　前項の試験に合格した者には、所定の単位を与える。

3　前項により認定された単位については、願い出により単位修得証明書を交付する。

（退学）

第 12 条　在学期間の途中で退学する者は、学長の許可を受けなければならない。

（授業料等の額）

第 13 条　科目等履修生の検定料、入学金及び授業料は、次のとおりとする。ただし、実験・実習・実技科目を履修する場合は、経費を別途徴収することがある。

(1) 検定料　10,000 円

(2) 入学金　15,000 円

(3) 授業料　15,000 円（１単位毎に）

2　前項の授業料は、指定した期日までに納めなければならない。

3　既納の検定料、入学金及び授業料は、返戻しない。

4　第３条第１項第２号に該当する者及び本学卒業生の授業料等については、別に定める。

（他の規則の準用）

第 14 条　科目等履修生については、この規程及び別に定めるもののほか、東京家政学院大学学則及び学生通則等を準用する。

附　則

1　この規則は、平成６年４月１日から施行する。

2　東京家政学院大学聴講生規則（昭和 62 年７月９日施行）は、廃止する。

附　則

この規則は、平成７年４月１日から施行する。

附　則

この規則は、平成 13 年７月５日から施行し、平成 13 年４月１日から適用する。

附　則

この規則は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

この規則は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

この東京家政学院大学科目等履修生規則は、東京家政学院大学科目等履修生規程に改正し、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

この規程は、令和元年 10 月 17 日から施行し、令和元年 9 月 21 日から適用する。

東京家政学院大学研究生規程

（趣旨）

第１条　東京家政学院大学学則（以下「学則」という。）第 51 条第２項に規定する研究生については、この規程の定めるところによる。

（入学の時期）

第２条　研究生の入学時期は、学年又は学期の始めとする。

（入学資格）

第３条　研究生の入学資格は、学士の学位を有する者又はこれと同等以上の学力があると認められた者とする。

（入学の出願）

第４条　研究生として入学を志願する者は、あらかじめ研究課題を定め、研究指導を受けようとする教員の承諾を得て、次の書類を所定の期日までに学長に願い出なければならない。

(1) 入学願書（本学所定の様式）　１通
(2) 履歴書（本学所定の様式）　１通
(3) 最終学校の卒業又は修了証明書及び成績証明書　各１通
(4) 在職中の者は、その所属長の承諾書及び本人の確約書　各１通
(5) 日本以外の国籍を有する者は、上記各号の他に登録済証明書、日本留学試験又は日本語能力試験成績通知書及び在留資格認定証明書（写）　各１通

（入学の選考）

第５条　前条の入学志願者については、別に定めるところにより選考を行う。

（入学手続及び入学許可）

第６条　前条の選考結果に基づき合格通知を受けた者は、次の書類に所定の入学金を添え所定の期日までに入学手続をしなければならない。

(1)　誓約書（本学所定の様式）　１通
(2)　調査書（本学所定の様式）　１通
(3)　学籍カード（本学所定の様式）　１通

2　学長は、前項の手続を完了した者に入学を許可する。

（指導教員）

第７条　研究生の指導教員は、学科会議の議を経て学長が決定する。

2　研究生は、指導教員の指導を受けて、研究に従事するものとする。

（研究期間）

第８条　研究期間は、入学を許可された年度内とする。ただし、引き続き研究を希望する者は、通算２年を限度として許可を得て研究期間の延長を願い出ることができる。

（講義への出席）

第９条　研究生は、指導教員が必要と認め、かつ、当該学科科目担当教員の承認がある場合に限り、４科目を限度として、講義に出席することができる。

2　研究生として聴講した授業科目の単位認定及び教育職員免許法施行規則（昭和 29 年文部省令第 26 号）第 20 条による単位の認定は、行わない。

（修了）

第 10 条　研究生は、その研究期間を終えたときは、研究概要を記載した研究報告書を指導教員を経て学長に提出しなければならない。

2　学長は、修了者に対し、希望により修了証明書を交付することができる。

（退学）

第 11 条　研究期間の途中で退学しようとする者は、指導教員の承認を得て、学長の許可を受けなければならない。

（検定料等の額）

第 12 条　研究生の検定料、入学金及び授業料は、次のとおりとする。

(1) 検定料　15,000 円
(2) 入学金　50,000 円
(3) 授業料　300,000 円

2　前項の授業料は、年２期に分けそれぞれ指定した期日までに納めなければならない。

3　既納の検定料、入学金及び授業料は、返戻しない。

（他の規程等の準用）

第 13 条　研究生については、この規程及び別に定めるもののほか、東京家政学院大学学則及び学生通則等を準用する。

附　則

1　この規則は、昭和 62 年 2 月 27 日から施行する。

2　東京家政学院大学研究員規則（昭和 56 年 4 月 20 日施行）は、廃止する。

附　則

この規則は、平成 7 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

この規則は、平成 13 年 7 月 5 日から施行し、平成 13 年 4 月 1 日から適用する。

附　則

この規則は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

この規則は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

この東京家政学院大学研究生規則は、東京家政学院大学研究生規程に改正し、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

この規程は、令和元年 9 月 13 日から施行する。

東京家政学院大学学生交流規程

（趣旨）

第１条　本学の学生で、東京家政学院大学学則（以下「学則」という。）第 35 条及び第 38 条の規定により、他の大学又は短期大学（外国の大学又は短期大学を含む。以下「他大学等」という。）の授業科目を履修しようとする者（以下「派遣学生」という。）及び他大学等の学生で学則第 53 条の規定により本学の授業科目を履修しようとする者（以下「特別聴講学生」という。）の取扱いについては、この規程の定めるところによる。

（他大学等との協議）

第２条　学則第 38 条及び第 53 条の規定による本学と他大学等との協議は、次に掲げる事項について教授会の議を経て学長が行うものとする。

(1) 履修する授業科目の範囲

(2) 学生数

(3) 単位の認定方法

(4) 履修期間

(5) その他必要な事項

2　派遣学生の派遣及び特別聴講学生の受入れの許可は、前項の協議の結果に基づき行うものとする。

（派遣学生の出願手続）

第３条　派遣学生として他大学等の授業科目を履修しようとする者は、所定の期日までに学部長に願い出なければならない。

2　前項の規定により出願できる者は、第３年次以上（ただし外国の大学又は短期大学の場合は第２年次以上）に在学する学生とする。

（派遣の許可）

第４条　前条の願い出があったときは、学部長は教授会の議を経て他大学等に依頼し、その承認を得てこれを許可する。

（外国の大学等における履修期間）

第５条　外国の大学又は短期大学（以下「外国の大学等」という。）で履修する派遣学生の履修期間は、１年以内とする。ただし、やむを得ない事情があると認められたときは、更に１年以内に限りその延長を許可することができる。

（派遣学生の在学期間の取扱い）

第６条　派遣学生としての履修期間は、本学の在学年数に算入する。

（派遣学生の履修報告書等の提出）

第７条　派遣学生は、履修が終了したときは直ちに（外国の大学等で履修した派遣学生にあっては帰国の日から１月以内に）学部長に履修報告書及び当該他大学等の長の交付する学業成績証明書を提出しなければならない。

（派遣学生の単位の認定）

第８条　派遣学生が他大学等において修得した単位は、学業成績証明書により教授会の議に基づき 60 単位を超えない範囲で本学において修得したものとみなす。

（派遣学生の授業料）

第９条　派遣学生の本学の学生としての授業料の取扱いについては、別に定める。

（派遣許可の取消し）

第 10 条　学長は、派遣学生が次の各号の一に該当する場合は、教授会の議を経て、当該他大学等の長と協議の上、履修の許可を取消す。

(1) 履修の見込みがないと認められるとき。

(2) 派遣学生として当該他大学等の規則に違反し、又はその本分に反する行為があったとき。

(3) その他派遣の趣旨に反する行為があると認められるとき。

（特別聴講学生の受入れ許可）

第 11 条　特別聴講学生の受入れの許可は、他大学等からの依頼に基づき教授会の議を経て学長が行う。

（特別聴講学生の学業成績証明書）

第 12 条　特別聴講学生が所定の授業科目の履修を終了したときは、学部長は学業成績証明書を交付する。

（特別聴講学生の検定料等）

第 13 条　特別聴講学生に係る検定料、入学金及び授業料の取扱いについては当該他大学等との協議により定める。

（他の規則の準用）

第 14 条　特別聴講学生については、この規程に定めるもののほか、学則及び学内諸規程を準用する。

附　則

この規則は、平成 3 年 6 月 20 日から施行する。

附　則

この規則は、平成 7 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

この規則は、平成 16 年 4 月 15 日から施行し、平成 16 年 4 月 1 日から適用する。

附　則

この規則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行し、平成 25 年度入学者から適用する。

附　則

この東京家政学院大学学生交流規則は、東京家政学院大学学生交流規程に改正し、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

東京家政学院大学学生懲戒手続規程

（目的）

第 1 条　この規程は、東京家政学院大学学則（以下「大学学則」という。）第 57 条及び東京家政学院大学大学院学則（以下「大学院学則」という。）第 19 条に規定する学生の懲戒に関し必要な事項を定め、その適正な実施を図ることを目的とする。

（懲戒機関）

第 2 条　学生の懲戒処分は、この規程の定めるところにより、当該学生の所属する学部の教授会あるいは研究科の研究科会議（以下「教授会等」という。）の議を経て学長が行う。

（通報等）

第 3 条　大学学則第 57 条に規定する懲戒事由に該当する行為を発見し、又はその情報を得た教職員は、速やかに学務グループ課長に通報するものとする。

2　前項の通報を受けた学務グループ課長は、直ちに副学長に報告するものとし、副学長は、これを直ちに当該学生の所属する学部の学部長あるいは研究科長（以下「学部長等」という。）に報告するものとする。

（手続開始の決定）

第 4 条　前条第 2 項の報告を受けた学部長等は、副学長及び学生指導委員会委員長と協議の上、相当の理由があると認めたときは、事件として手続の開始を決定するものとする。

（調査委員会の設置等）

第 5 条　教授会等は前条の決定があった場合、事実を調査し、及び懲戒処分案を調査審議させるため、その都度、調査委員会を設けるものとする。

2　調査委員会は、次の各号に掲げる委員で構成するものとし、学部長等が第 1 号の委員を指名することにより発足するものとする。

(1) 学部長等が次号及び第 3 号の者と協議の上、指名する教員若干人

(2) 学生指導委員会委員長

(3) 副学長

3　調査委員会に、調査審議の整理を行わせるため幹事を置き、委員 1 人をもって充てる。

4　学部長等は、前条の決定（事件の概要を含む）及び調査委員会の発足を、理由を付して直近の教授会等に報告し、教授会等は、これを確認するものとする。学部長等が相当の理由がないと認めた場合においても、同様とする。

5　教授会等は、前項の報告を確認する場合において、特に必要があると認めたときは、これを修正することができる。

（調査審議）

第 6 条　調査委員会は、慎重かつ速やかに調査審議を行い、その結果を教授会等に報告するものとする。

2　調査委員会は、調査審議に当たり、関係の教職員に資料の提出を求め、並びに関係の教職員及び学生から事情及び意見を聴取することができる。

（懲戒処分）

第 7 条　教授会等は、前条第 1 項の報告に基づき、審議を経て、学長が懲戒処分を決定するものとする。

2　前項の審議は、構成員の 4 分の 3 以上が出席した教授会等において、3 分の 2 以上の賛成を得なければならない。

附　則

この規則は、平成 3 年 12 月 19 日から施行する。

附　則

この規則は、平成 7 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

この規則は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

この規則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

この規則は、平成 23 年 5 月 20 日から施行する。

附　則

この東京家政学院大学学生懲戒手続規則は、東京家政学院大学学生懲戒手続規程に改正し、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

東京家政学院大学大学院ティーチング・アシスタントに関する規程

（目的）

第１条　この規程は、東京家政学院大学大学院（以下「大学院」という。）の学生が学部における教育効果を高めるため、大学院に在籍する優秀な学生に対し、教育的配慮のもとに学部教育の補助業務に従事させ、教育指導者としての訓練の機会を与えるとともに、これに対する給与を支給することにより、学生の奨学に資することを目的とする。

（名称）

第２条　この規程に定める学部教育の補助業務を行なう者の名称をティーチング・アシスタント（以下「Ｔ・Ａ」という。）とする。

（職務）

第３条　Ｔ・Ａは、授業科目担当教員の指示に従い、学部学生に対する実験、実習、演習等の授業の補助業務、それらに関わる準備及び授業後の学生の学習相談等に従事する。

（募集及び選考）

第４条　Ｔ・Ａは、大学院の学生の中から募集し、部局長会議の議を経て研究科長が選考する。

2　研究科長は、前項の選考結果を学長に報告し、Ｔ・Ａを決定する。

（採用）

第５条　学長は、前条第２項の報告に基づき、Ｔ・Ａの採用について理事長に報告する。

２　Ｔ・Ａの採用期間は、１年以内とする。ただし、研究科長が継続して採用する必要があると認めるときは、改めて選考することができる。

３　研究科長は、Ｔ・Ａが学業不振となり成業の見込みがないと判断されるとき、その他Ｔ・Ａの適格性に欠けると認めたときは、所定の手続きを経てＴ・Ａの採用を取り消すことができる。

（勤務時間）

第６条　Ｔ・Ａの勤務時間は、自己の学業・研究に支障のない範囲で、かつ、週 10 時間程度を標準として定めるものとする。

（給与）

第７条　Ｔ・Ａには、給与として補助員の給与基準に定める「大学卒業者、短大卒 3 年以上の業務経験者」の日額を１時間当たりに換算して支給する。

（実績報告書の提出）

第８条　Ｔ・Ａを活用した授業科目担当教員は、年間の活用状況に関する別紙により「実績報告書」を作成し、研究科長に提出しなければならない。

２　研究科長は、前項の実績報告書に基づき学長に報告する。

（補則）

第９条　この規程に定めるもののほか、Ｔ・Ａに関する必要な事項は、部局長会議の議を経て、研究科長が定めることができる。

附　則

この規程は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

この規程は、平成 19 年 5 月 10 日から施行し、平成 19 年 4 月 1 日から適用する。

附　則

この規程は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

東京家政学院大学大学院長期履修学生規程

（趣旨）

第１条　東京家政学院大学大学院学則第５条の２に規定する長期にわたり計画的に教育課程を履修する学生（以下「長期履修学生」という。）については、この規程の定めるところによる。

（長期履修期間及び在学期間）

第２条　長期履修学生として標準修業年限以上の長期にわたり計画的に教育課程を履修することを認められる期間（以下「長期履修期間」という。）は、次の各号に掲げる期間とする。ただし、年度の途中からの長期履修は認めない。

(1) １年次から長期履修学生として認められる者の長期履修期間は、３年又は４年とする。

(2) ２年次から長期履修学生として認められる者の長期履修期間は、２年とする。

２　長期履修学生の在学期間は、次の各号に掲げる期間とする。

(1) １年次から長期履修学生として認められ長期履修期間が３年の者及び２年次から長期履修学生として認められる者の在学期間は、５年を超えることができない。

(2) １年次から長期履修学生として認められ長期履修期間が４年の者の在学期間は、６年を超えることができない。

（申請資格）

第３条　長期履修を申請できる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。ただし、２年次に在学する者は、申請することができない。

(1)　職業を有する者

(2)　その他研究科長が認め、学長が決定した者

（申請手続）

第４条　長期履修を希望する者は、別に定める長期履修申請書を次の期間内に提出しなければならない。

(1)　新入生が１年次の初めから希望する場合は、入学前の入学手続日まで

(2)　１年次に在学する者が２年次の初めから希望する場合は、１年次の１月末日まで

（許可）

第５条　前条の申請者に対しては、研究科会議の議を経て、研究科長が学長に報告し、学長が許可する。

（履修期間短縮の申請手続）

第６条　長期履修学生が履修期間の短縮を希望する場合は、別に定める長期履修期間短縮申請書を、短縮された場合に修了を予定する年度に先立つ年度の１月末日までに提出しなければならない。

（履修期間短縮の許可）

第７条　前条の申請者に対しては、研究科会議の議を経て、研究科長が学長に報告し、学長が許可する。

（授業料等）

第８条　東京家政学院大学大学院学則第24条別表第２の授業料及び施設設備資金について、修業年限分の総額を長期履修期間の年数で除した額を年額とし、前期・後期に分けて納入する。長期履修期間別の納入額は、別表のとおりとする。

附　則

この規則は、平成19年４月１日より施行する。ただし、平成19年３月31日に１年次に在籍する者については、第４条第２号の規定にかかわらず、長期履修申請書を受け付け、第２条第２号の規定を適用する。

附　則

この規則は、平成25年４月１日より施行する。

附　則

この東京家政学院大学大学院長期履修学生規則は、東京家政学院大学大学院長期履修学生規程に改正し、平成27年４月１日から施行する。

附　則

この規程は、平成28年１月21日から施行し、平成27年４月１日から適用する。

別表（第８条関係）

【1年次から３年間の長期履修学生の場合（第２条第１号）】

	１年次		２年次		３年次	
	入学時	後期	前期	後期	前期	後期
入学検定料	30,000	—	—	—	—	—
入　学　金	300,000	—	—	—	—	—
授　業　料	200,000	200,000	200,000	200,000	200,000	200,000
施設設備資金	35,000	35,000	35,000	35,000	30,000	30,000
計	565,000	235,000	235,000	235,000	230,000	230,000

【1年次から４年間の長期履修学生の場合（第２条第１号）】

	１年次		２年次		３年次		４年次	
	入学時	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期
入学検定料	30,000	—	—	—	—	—	—	—
入　学　金	300,000	—	—	—	—	—	—	—
授　業　料	150,000	150,000	150,000	150,000	150,000	150,000	150,000	150,000
施設設備資金	25,000	25,000	25,000	25,000	25,000	25,000	25,000	25,000
計	505,000	175,000	175,000	175,000	175,000	175,000	175,000	175,000

【2 年次から 2 年間の長期履修学生の場合（第 2 条第 2 号）】

	２年次		３年次	
	前期	後期	前期	後期
入学検定料	―	―	―	―
入　学　金	―	―	―	―
授　業　料	150,000	150,000	150,000	150,000
施設設備資金	25,000	25,000	25,000	25,000
計	175,000	175,000	175,000	175,000

※１　長期履修期間を短縮する場合は、修了年次の定められた期日までに修業年限分の総額の残額を納入する。
※２　長期履修期間を超える場合の授業料等は、学則第 24 条別表第２で規定する額を納入する。
※３　平成 25 年 4 月 1 日入学者から適用。

東京家政学院大学大学院修了延期運用規程

（趣　旨）
第１条　東京家政学院大学大学院（以下「大学院」という。）学則第 12 条の 4 第 2 項に規定する修了延期については、この規程の定めるところによる。
（目　的）
第２条　修了要件を満たしたにもかかわらず､在学期間を延長して学修の継続を希望する学生の便宜を図ることを目的とする。
（要　件）
第３条　修了延期を希望する者は、次の要件を満たしていなければならない。
(1) 大学院学則に定める修了の要件を満たしていること。
(2) 引き続き在学することにより、大学院学則に定める在学年限を超えないこと。
(3) 学納金を滞納していないこと。
（手　続）
第４条　修了延期を希望する者は、指定された期間内に、別紙「修了延期願」を研究科長に提出し、学長の許可を受けなければならない。
2　前項により、修了の延期を許可された者（以下「修了延期者」という。）に対しては、修了延期許可通知書を交付する。
3　修了延期者が、事情変更により本来の修了年度に修了を希望する場合は、所定の期間内に、別紙「修了延期許可取消願」を提出した場合に限り、当該年度末での修了を認めることができる。
4　修了延期者が、修了延長に係る学納金（授業料及び施設設備資金をいう。以下同じ。）を所定の期間内に納入しない場合は、修了延期の許可を取り消し、本来の修了年度末での修了とする。
（期　間）
第５条　在学を延長することのできる期間は、1 年とする。ただし、修了延期者が引き続き延期を希望する場合は、1 年を限度として在学期間の延長を許可することができる。
（修了の時期）
第６条　修了延期者の修了の時期は、延長後の在学期間の年度末とする。ただし、前期末での修了を希望する者に対しては、所定の手続により修了を認めることができる。
（授業科目の履修）
第７条　修了延期者は、研究科の認める範囲内で授業科目を履修することができる。
（休学の取り扱い）
第８条　修了を延期した期間中は、休学は認めない。
（授業料等）
第９条　修了延期者の学納金については、別に定める。
2　既に納入された学納金は、原則として返戻しない。

附　則

この規則は、平成 22 年 2 月 19 日から施行する。

附　則

この東京家政学院大学大学院終了延期運用規則は、東京家政学院大学大学院終了延期運用規程に改正し、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

大 学 院 教 員 名 簿

大学院教員名簿

職　名	氏　名	主たる担当科目	町　田 研究室番号	千代田三番町 研究室番号
教　授	井上　眞弓		-	1807
〃	岩見　哲夫		2205	-
〃	上村　協子	生活経営学特論	-	1805
〃	内田　宗一		0405	1703
〃	畝部　典子		1630	-
〃	海野　知紀	食品機能学特論	-	1205
〃	江川　賢一	運動生態学特論	-	G0101
〃	大橋　竜太	環境文化特論	3509	1702
〃	金澤　良枝	臨床栄養学特論	-	1504
〃	金子　和正		G302	-
〃	椛田　考一		3604	1807
〃	河田　敦子	教育学特論	1612	-
〃	小池　孝子	住環境計画特論	3508	-
〃	斉藤　恵美子	病態生理学特論	-	1503
〃	酒井　治子	地域栄養教育特論	-	1603
〃	佐藤　広美	教育実践特論	1627	1804
〃	嶋田　芳男	地域福祉活動特論	1611	-
〃	白井　篤	建築構法特論	3606	-
〃	新開　よしみ	子ども学特論	1632	-
〃	田中　弘之	公衆栄養学特論	-	-
〃	西口　守	高齢者福祉特論	1621	-
〃	馬場　修		-	1204
〃	林　一也	食品学特論	-	1401
〃	原　光彦	小児臨床栄養学特論	-	1505
〃	原口　秀昭	住環境設計特論	3602	-
〃	松田　正己	ヘルスプロモーション特論	-	1608
〃	三澤　朱実		2106	-
〃	三宅　紀子	食生活学特論	-	1609
〃	山村　明子	服飾文化特論	-	1703
〃	吉永　早苗	子ども学特論	1601	-
准教授	石綱　史子		3609	-
〃	呉　起東		1307	-
〃	大嶋　徹		G307	1806
〃	大富　あき子	調理学特論	-	1B04
〃	小野　由美子	消費者教育特論	0401	1701

大学院教員名簿

職　名	氏　名	主たる担当科目	町　田 研究室番号	千代田三番町 研究室番号
准教授	加地　雄一		1609	-
〃	加藤　理津子	スポーツ栄養管理学特論	-	1B05
〃	木村　文香	教育心理学特論	1633	1805
〃	黒田　久夫	食品機能学特論	2206	-
〃	新海　公昭		1625	-
〃	竹中　真紀子	食生活学特論		1203
〃	千葉　一博		1411	-
〃	辻　雅子	栄養教育特論	-	1604
〃	丹羽　さがの	発達支援特論	1626	-
〃	花田　朋美	衣環境学特論	2407	-
〃	柳瀬　洋美	発達支援特論	1619	-
〃	山﨑　薫	食品科学特論	2308	-
〃	吉野　知子	栄養管理学特論	-	1313

キ ャ ン パ ス 案 内

町田キャンパス建物配置図

町田キャンパス案内図

令和2年4月現在

管理棟
1号棟
2号棟

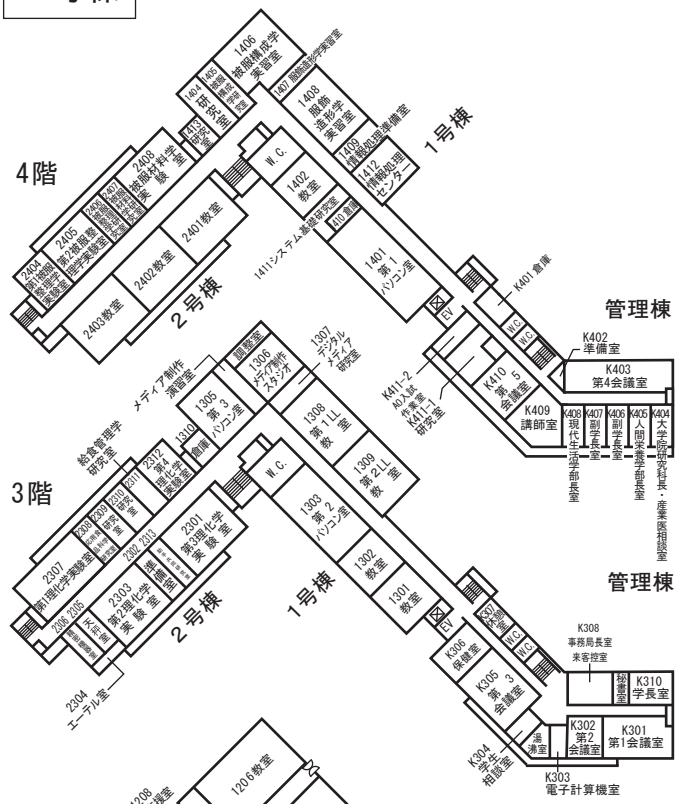

6階

研究室一覧表

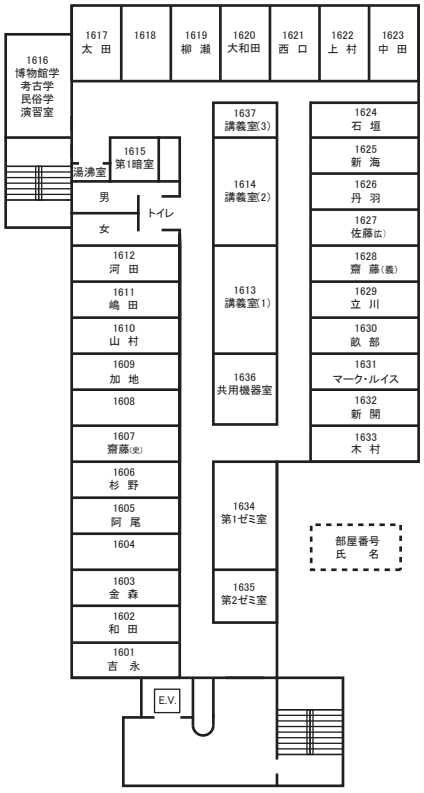

5階

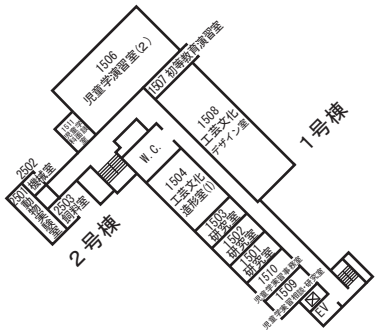

建物記号呼称	部屋記号呼称
Kは管理棟 Sはセミナーハウス Gは学生ホール棟 Tは工作工房 Oは大江スミ記念ホール棟 を示す	例 2 4 0 3 2（K・S・G）建物別（2号棟） 4 階数（4階） 0 教室番号 3

研究室	教員名	研究室	教員名
1307	呉	2101	岩本
1405	富田	2106	三澤
1501	末松	2108	小口
1502	高尾	2205	岩見
1503	澤田	2206	黒田
1509	原田	2308	山﨑
1509	児童学実習相談・指導室	2311	山田
		2407	花田

3号棟

3階

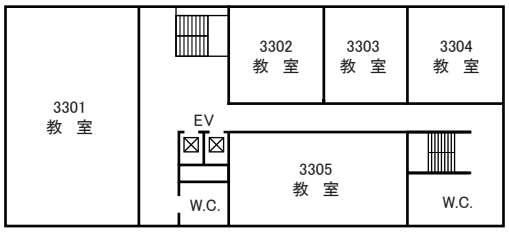

7階

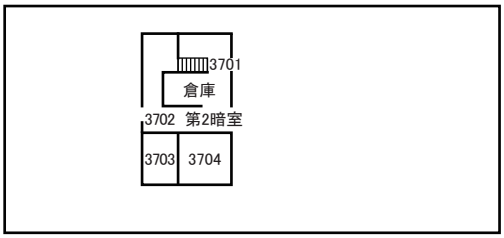

2階

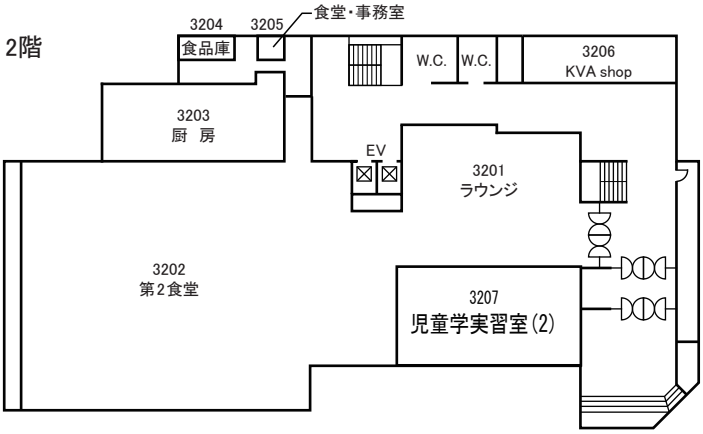

6階

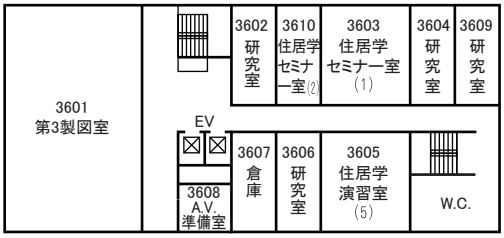

5階

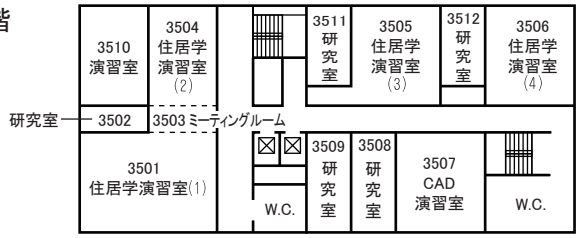

1階

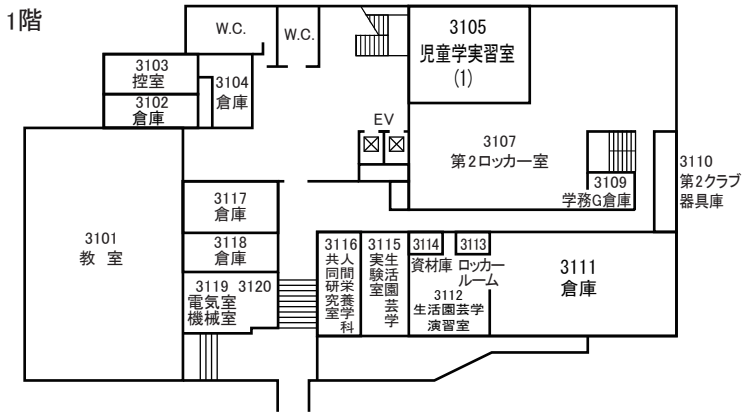

4階

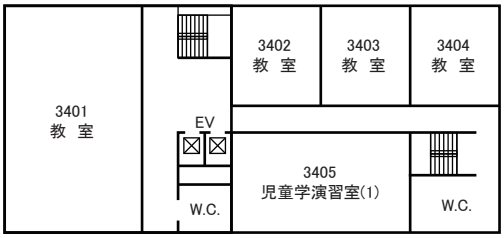

研究室	教員名	研究室	教員名
3116	人間栄養学科教員	3602	原口
3502	青柳	3604	椛田
3508	小池	3606	白井
3509	大橋	3609	石綱
3512	深石		

大江スミ記念棟

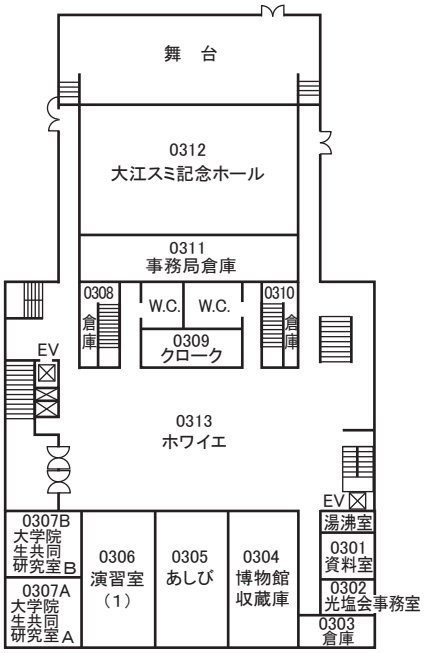

3階

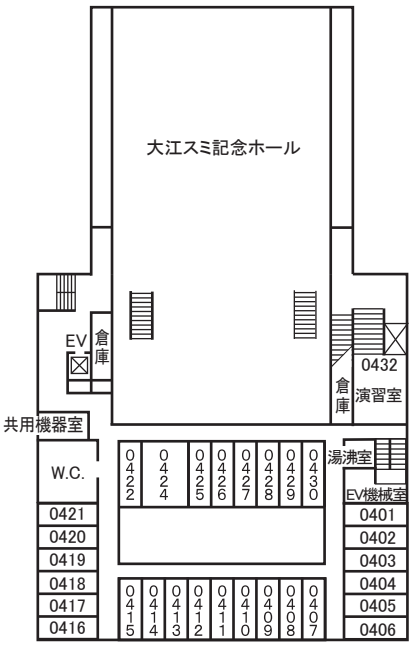

4階

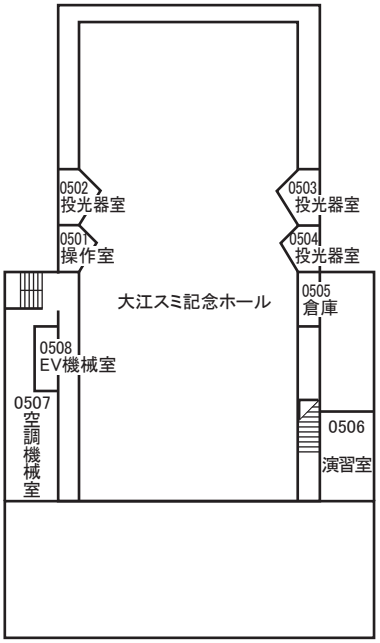

5階

2階

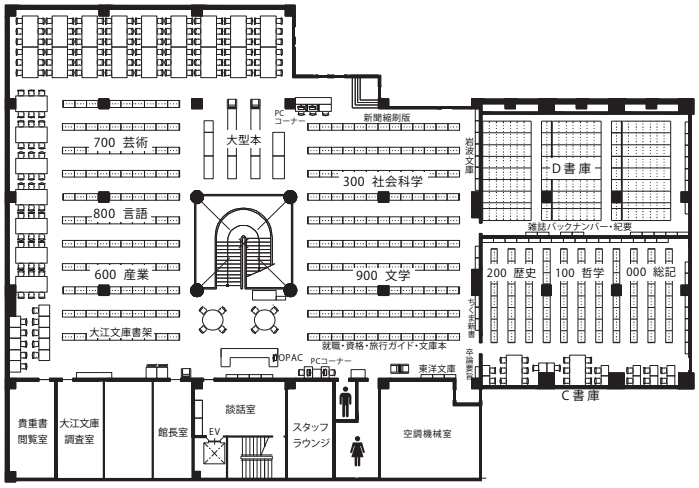

1階

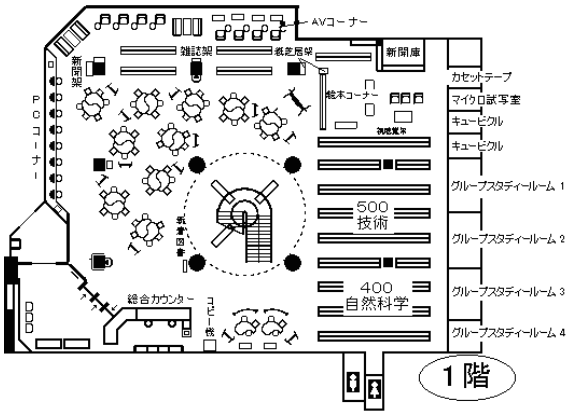

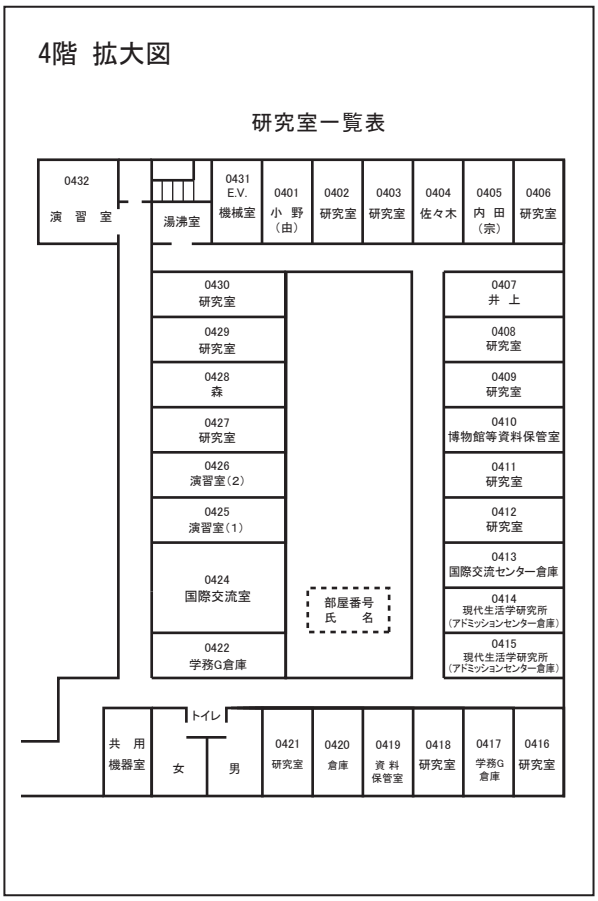

学生ホール棟

3階

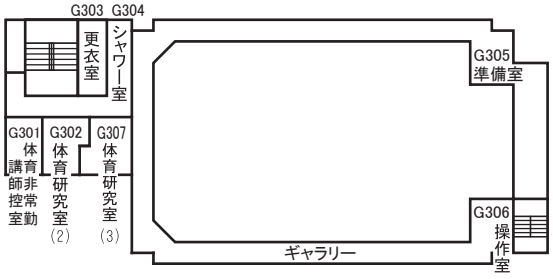

2階

1階

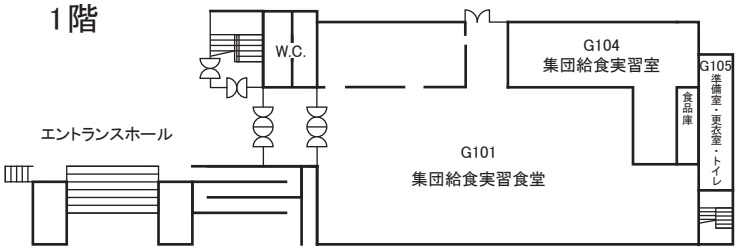

研究室番号	教員名
G302	金子(和)
G307	大嶋

工作工房

2階

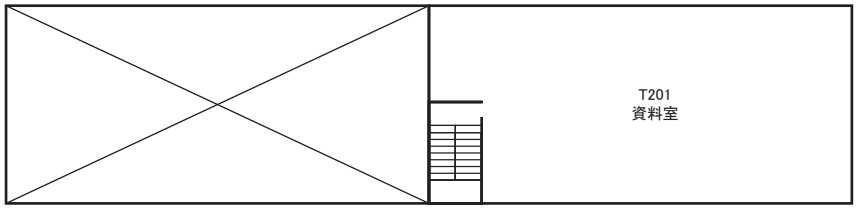

1階

課外活動共用棟

1階

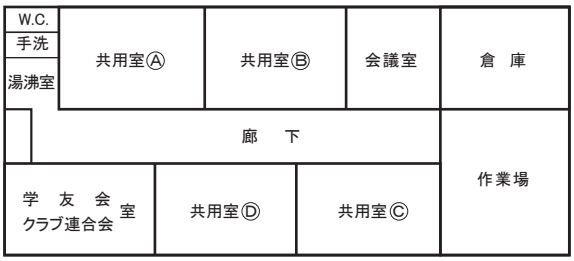

セミナーハウス

3階

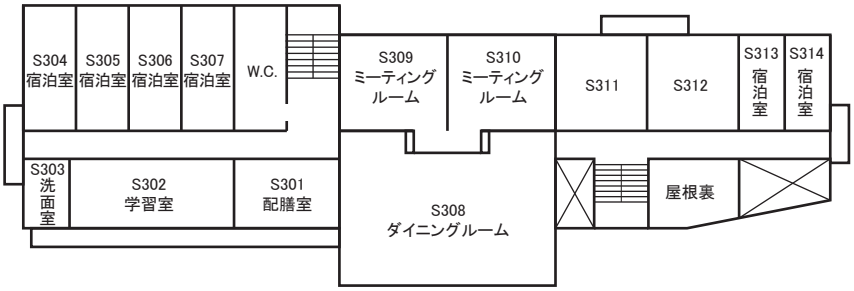

2階

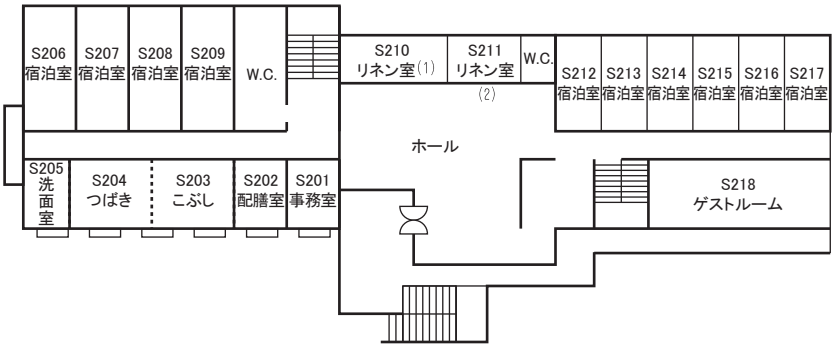

1階

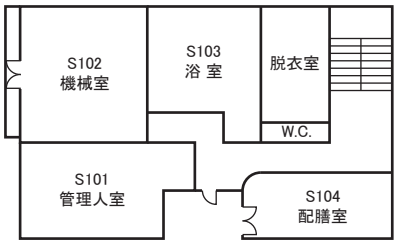

千代田三番町キャンパス建物配置図

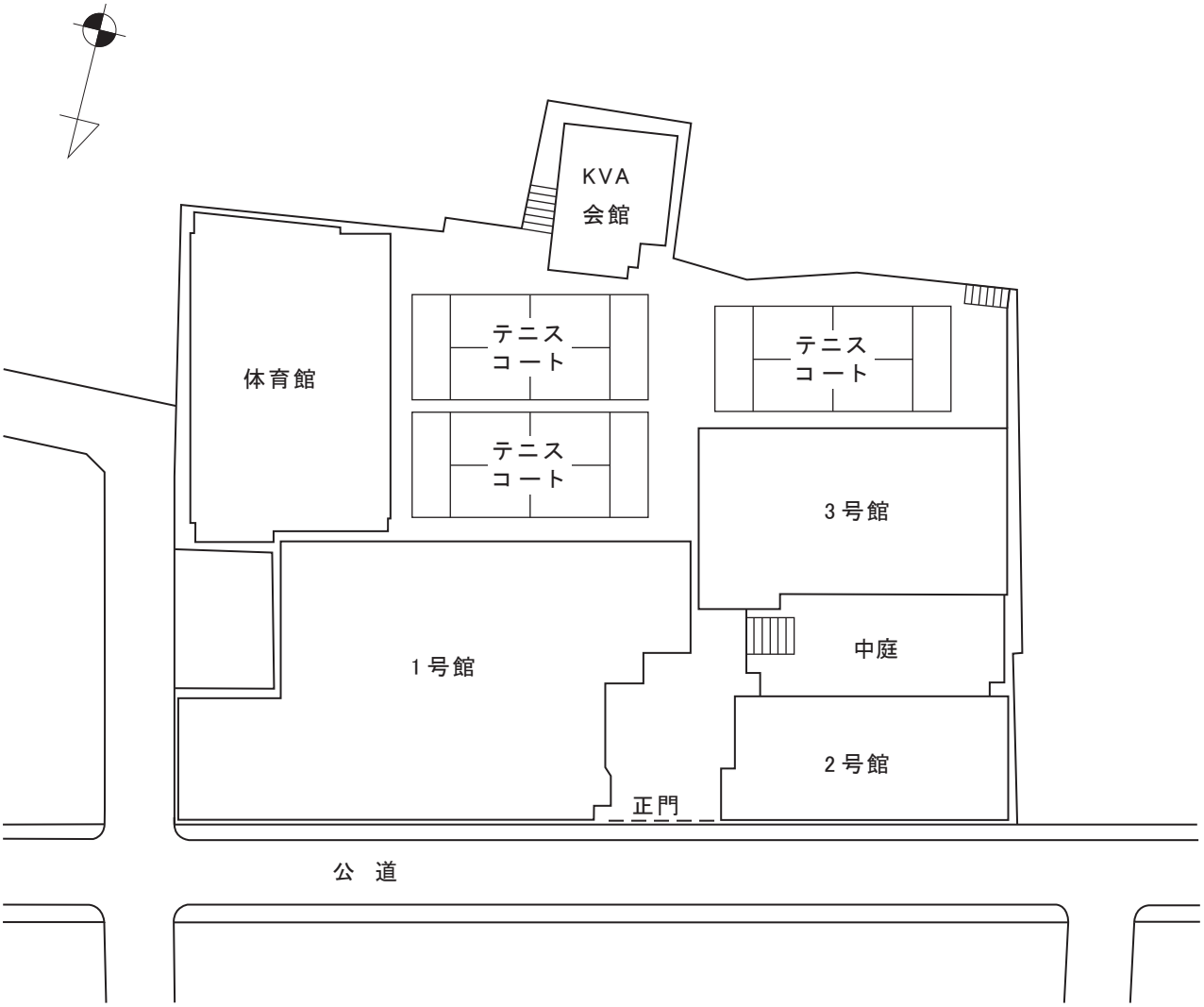

千代田三番町キャンパス案内図

令和2年4月現在

１号館

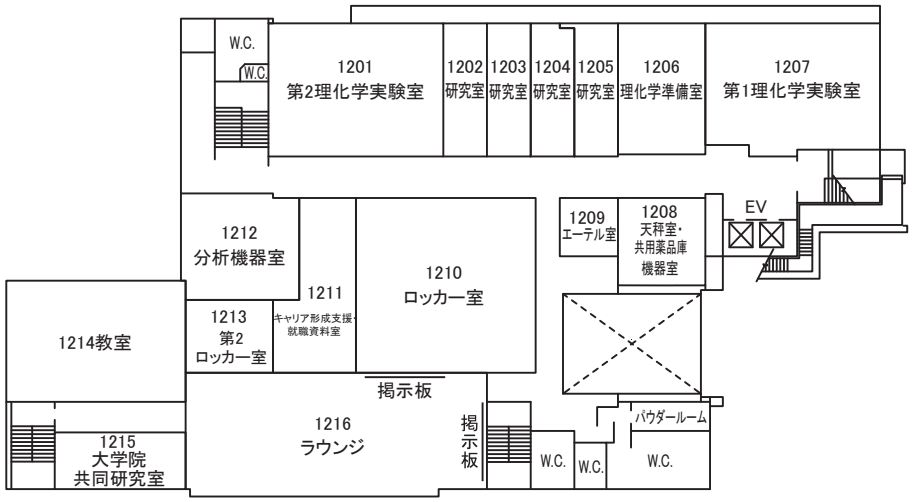

2階

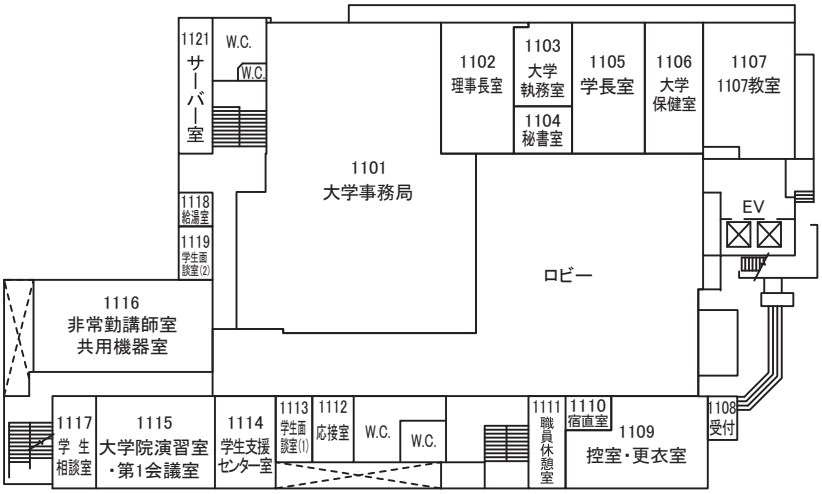

1階

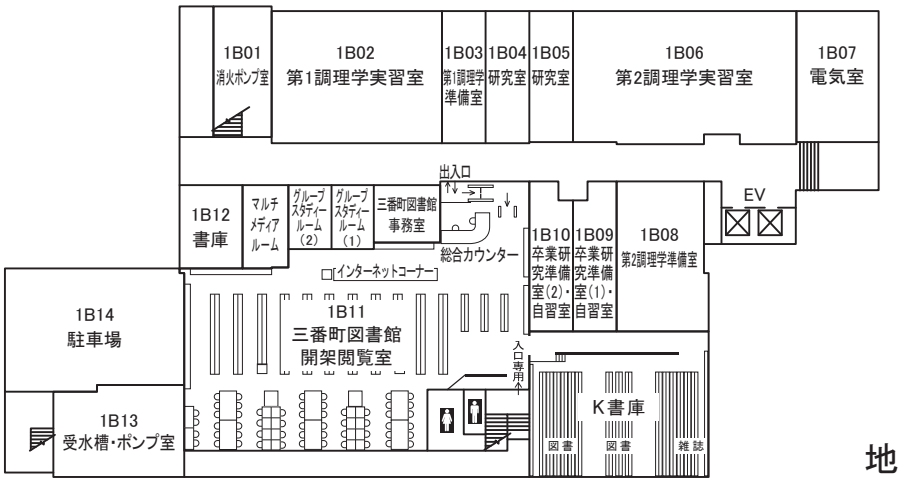

地下1階

部屋記号呼称	
例	1・・・・建物別（1号館） 4・・・・階数（4階） 07・・・教室番号

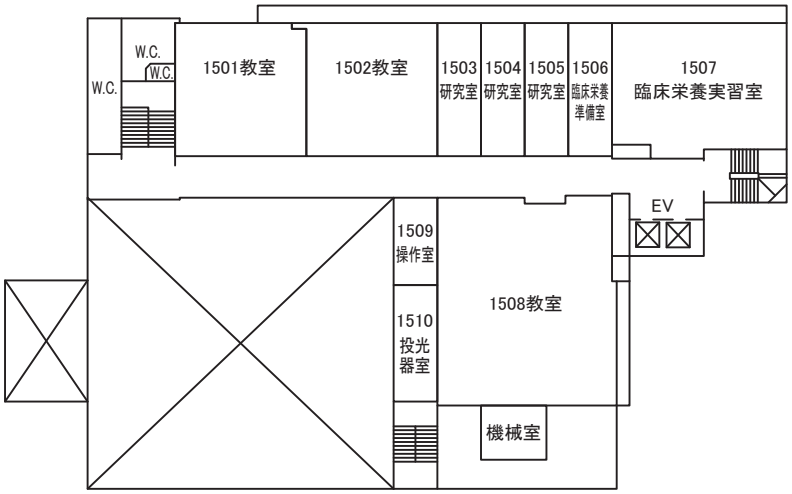
W.C.
W.C.
W.C.
1501教室
1502教室
1503
研究室
1504
研究室
1505
研究室
1506
臨床栄養
準備室
1507
臨床栄養実習室
EV
1509
操作室
1510
投光
器室
1508教室
機械室

5階

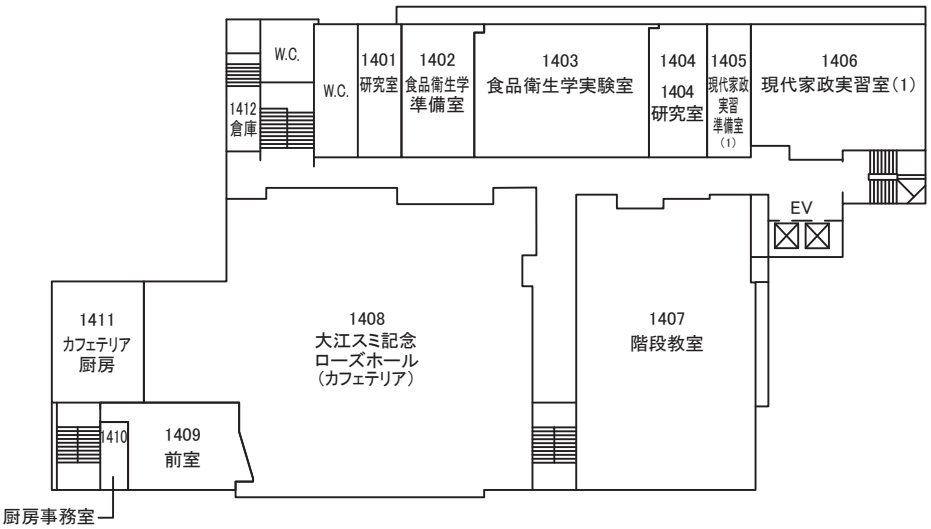
W.C.
W.C.
1401
研究室
1402
食品衛生学
準備室
1403
食品衛生学実験室
1404
1404
研究室
1405
現代家政
実習
準備室
(1)
1406
現代家政実習室(1)
1412
倉庫
EV
1411
カフェテリア
厨房
1408
大江スミ記念
ローズホール
(カフェテリア)
1407
階段教室
1410
1409
前室
厨房事務室

4階

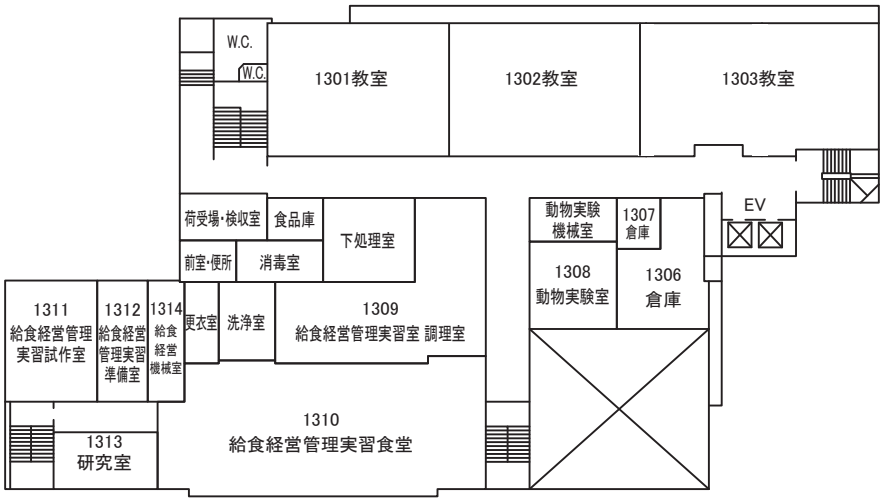
W.C.
W.C.
1301教室
1302教室
1303教室
EV
荷受場・検収室
食品庫
下処理室
前室・便所
消毒室
動物実験
機械室
1307
倉庫
1308
動物実験室
1306
倉庫
1311
給食経営管理
実習試作室
1312
給食経営
管理実習
準備室
1314
給食
経営
機械室
更衣室
洗浄室
1309
給食経営管理実習室 調理室
1310
給食経営管理実習食堂
1313
研究室

3階

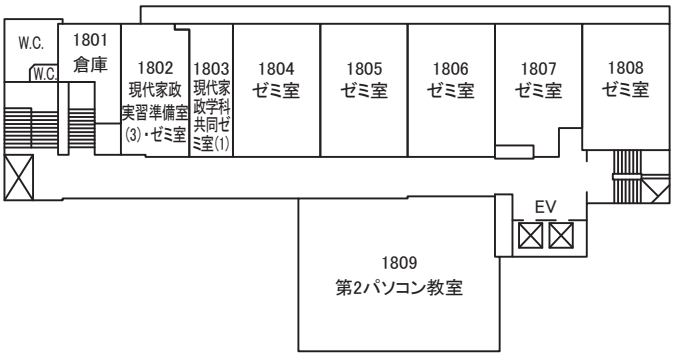
W.C.
W.C.
1801
倉庫
1802
現代家政
実習準備室
(3)・ゼミ室
1803
現代家
政学科
共同ゼ
ミ室(1)
1804
ゼミ室
1805
ゼミ室
1806
ゼミ室
1807
ゼミ室
1808
ゼミ室
EV
1809
第2パソコン教室

8階

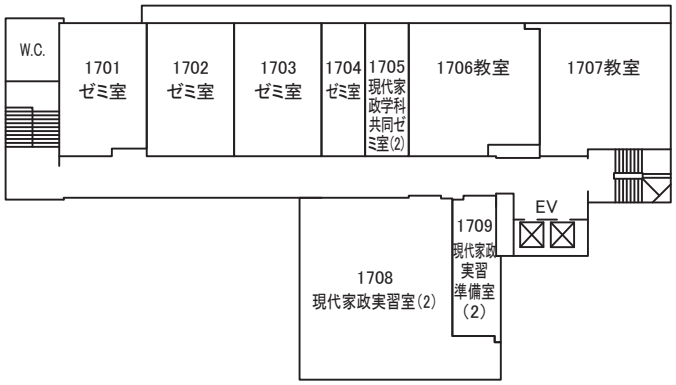
W.C.
1701
ゼミ室
1702
ゼミ室
1703
ゼミ室
1704
ゼミ室
1705
現代家
政学科
共同ゼ
ミ室(2)
1706教室
1707教室
EV
1709
現代家政
実習
準備室
(2)
1708
現代家政実習室(2)

7階

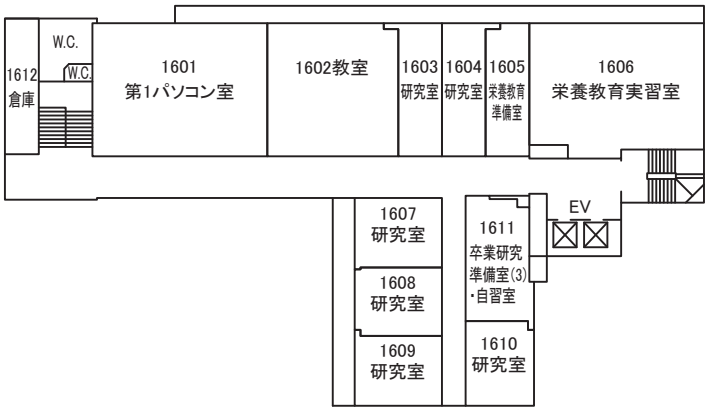
W.C.
W.C.
1612
倉庫
1601
第1パソコン室
1602教室
1603
研究室
1604
研究室
1605
栄養教育
準備室
1606
栄養教育実習室
EV
1607
研究室
1608
研究室
1609
研究室
1611
卒業研究
準備室(3)
・自習室
1610
研究室

6階

ＫＶＡ会館

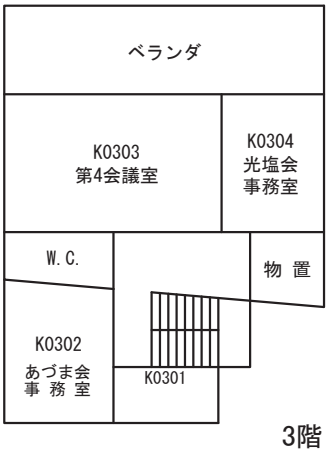

3階

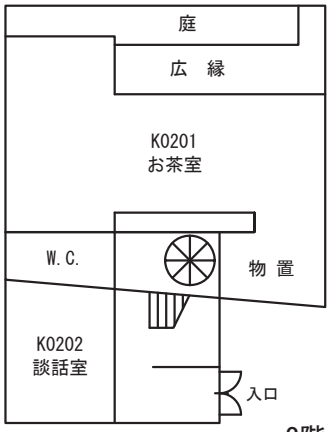

2階

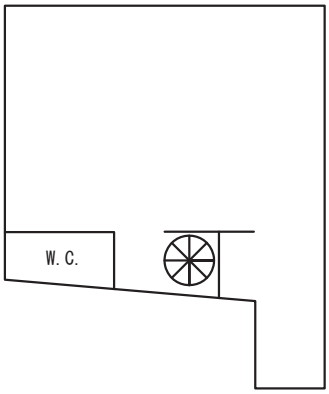

1階

体育館

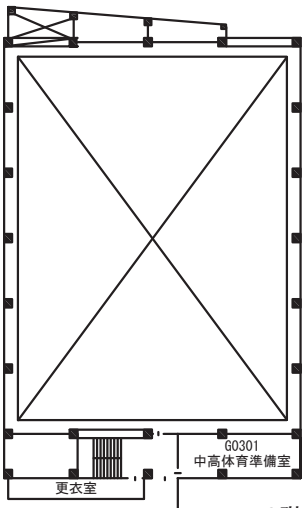

3階

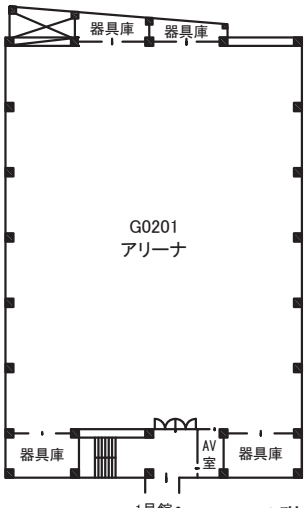

2階

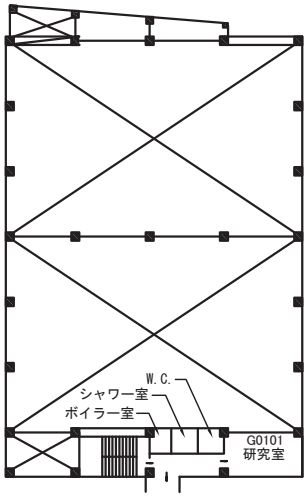

1階

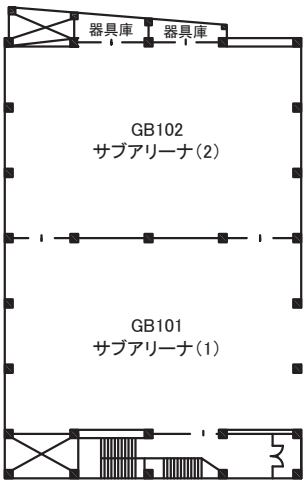

地下1階

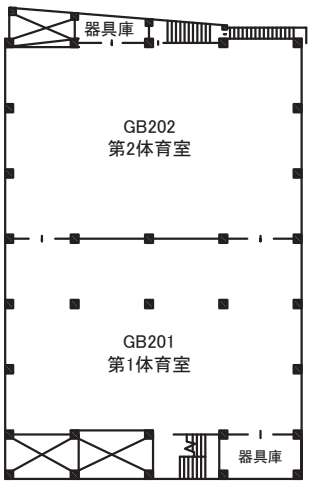

地下2階